

## 第5回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 次第

令和3年12月13日(月)午後2時開会  
オンライン開催

- 1 開会挨拶
- 2 パブリック・コメントの結果報告と条例の最終案について
- 3 後期の実施事業見直し一覧と区民委員からのご意見への回答について
- 4 男女共同参画推進区民会議提言書（案）について
- 5 今後のスケジュールなど
- 6 閉 会

### 《今回の配付資料》

- 資料 18 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（案）
- 資料 19 江戸川区男女共同参画推進計画 後期の実施事業見直し一覧（新体系に基づく）
- 資料 20 区民委員からのご意見への各部回答
- 資料 21 男女共同参画推進区民会議提言書（案）

## 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（案）

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第8条）

## 第2章 基本的施策（第9条—第14条）

## 第3章 推進体制（第15条・第16条）

## 第4章 雑則（第17条・第18条）

## 付則

にほんこくけんぽう かか こじん そんちょう ほう もと びょうどう りねん もと くに だんじょ  
日本国憲法に掲げる個人の尊重と法の下での平等の理念の下、国においては、男女

こようき かいきんとうほう ほうせいど せいび こくさいしゃかい れんどう さまざま  
雇用機会均等法をはじめとした法制度の整備など、国際社会と連動しながら様々な

とりくみ えどがわく へいせい ねん えどがわくだんじょきょうどうさんかく  
取組がなされてきました。江戸川区においても、平成19年に江戸川区男女共同参画

すいしんけいかく さくてい だんじょきょうどうさんかく すいしん かん しさく そうごうてき けいかくてき すず  
推進計画を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めて

きたところでは、

しかし、せいべつとう きいん ふとう さべつ ぼうりょく じんけんしんがい こていてき せいべつやくわり  
性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害や、固定的な性別役割

ぶんたんいしき もと しゃかい てきかんこうどう い 生きづらさを抱える人々が、いぜんとして  
分担意識とそれに基づく社会的慣行等により生きづらさを抱える人々が、依然として

そんざい かだい おお のこ  
存在するなど、課題は多く残されています。

せいべつとう きいん ふとう さべつ ぼうりょく じんけんしんがい けつ ゆる わたし  
性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害は決して許されず、私たち

ひとりひとり ようにん いしき みづか かが しゅたいてき こうどう しせい ふだん も  
一人一人が、それを容認しない意識と、自ら考え主体的に行動する姿勢を不断に持

つづ ひつよう  
ち続けることが必要です。

だれひとり と のこ しゃかい こうちく じんるいきょうつう かだい  
誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であるとともに、

わたし くみん ねが せいべつとう きいん かてい しょくば がっこう ちいきとう せいげん はいじょ  
私たち区民の願いです。性別等に起因して、家庭、職場、学校、地域等で制限や排除

わたし ひとりひとりこと そんざい せいべつ せいてきし こうおよ  
がされてはなりません。私たちは一人一人異なる存在ですから、性別、性的指向及び

せいじにん ちかかん い かつた さまざま せい たようせい たよう い かつた  
性自認をはじめ価値観、生き方なども様々です。性の多様性をはじめ多様な生き方を

認め合い、誰も排除しない包摂性を築くことが、地域との絆を基礎とした私たちが  
区民の安心と幸福につながります。

江戸川区はここに、ともに生きるまちを目指す条例（令和3年6月30日条例第  
19号）が掲げるまちの姿を踏まえ、国や国際社会とも呼応し、誰もが、性別等の違  
いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によっ  
て社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を  
十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、この条例  
を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関し、その基本となる理念を具体的に明らかにし、江戸川区（以下「区」という。）、区民等、教育関係者及び事業者の責務並びに区の施策の基本的事項等を定めることにより、性の平等と多様性を尊重する社会を総合的かつ計画的に推進し、もって性の平等と多様性を尊重する社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性の平等と多様性を尊重する社会 全ての人々が、性別等に起因した不当な差別や暴力を受けることなく、個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会をいう。
- (2) 男女 全ての性別等の者をいう。
- (3) 性別等 性別（生まれた時に割り当てられた性）、性的指向及び性自認をいう。
- (4) 性的指向 人の恋愛や性愛がどのような対象に向かうかを示す指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、異性と同性両方に向かう両性愛、いかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛等）をいう。
- (5) 性自認 自らの性に対する自己認識（自分が女性又は男性であるのか、その中間であるのか、そのどちらでもないのか、流動的であるのか等）をいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。
- (7) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、**不当に**相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
- (8) **メディア・リテラシー** 多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、適切に判断する能力及び表現方法としてこれらを適切に利用して発信する能力をいう。
- (9) **区民等** 区内に居住する者、区内で働く者、区内で学ぶ者その他区内で活動をする者をいう。
- (10) 教育関係者 区内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (11) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、**性の平等と多様性を尊重する社会**を推進する。

- (1) ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること。
- (2) **全ての人**の性的指向、性自認に関する自己決定が尊重され、性的指向、性自認に起因する日常生活上の困難等が解消されること。
- (3) **全ての人**が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。
- (4) **全ての人**が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 学校教育、社会教育その他の教育の場において、**性の平等と多様性を尊重する社会**を支える意識の形成と**メディア・リテラシーの育成**に向けた取組が行われること。
- (6) **全ての人**が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (7) **全ての人**が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利 (**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**) を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。
- (8) 国際社会及び国内における**性の平等と多様性を尊重する社会**に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、**性の**

**平等と多様性を尊重する社会**を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 区は、区民等、教育関係者、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、協力して**性の平等と多様性を尊重する社会**を推進するものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、**性の平等と多様性を尊重する社会**について理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、これを実現するよう努めるものとする。

- 2 区民等は、区が実施する**性の平等と多様性を尊重する社会**を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、**性の平等と多様性を尊重する社会**の推進に果たす教育の重要性を認識し、**性の平等と多様性を尊重する社会**の視点に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、区が実施する**性の平等と多様性を尊重する社会**を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、**性の平等と多様性を尊重する社会**について理解を深め、事業活動を行うに当たり、これを実現するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、**全ての人**が家庭、職場及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、区が実施する**性の平等と多様性を尊重する社会**を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第8条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、**個人の性的指向、性自認**に関して、**正当な理由なく、公表**を強制し若しくは禁止し又は本人の意に反して公にしてはならない。
- 3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう**十分に配慮**しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(推進計画)

第9条 区は、基本理念を実現するための計画(以下「推進計画」という。)を策定し、これに基づき総合的かつ計画的に**性の平等と多様性を尊重する社会**を推進するものとする。

- 2 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条第1項に規定する江戸川区**性の平等と多様性を尊重する社会**推進会議の意見を聴くものとする。
- 3 区は、推進計画を策定し又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

る。

4 区は、毎年、推進計画に基づく**性の平等と多様性を尊重する社会**の推進に関する施策の進捗状況を公表するものとする。

(推進施策)

第10条 区は、**性の平等と多様性を尊重する社会**を実現するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害の根絶に向けた施策
- (2) 多様な性に関する理解の促進と性的指向、性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策
- (3) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策
- (4) 政策決定及びあらゆる場での意思決定の過程における**性の平等と多様性を尊重する社会**を推進するための施策
- (5) 学校教育、社会教育その他の教育の場において、**性の平等と多様性を尊重する社会**を支える意識の形成とメディア・リテラシーの育成に向けた施策
- (6) 性別等にかかわらず、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和の取れた両立を可能とするための施策
- (7) 生涯にわたる妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**）の確保に向けた施策
- (8) 国際社会及び国内における**性の平等と多様性を尊重する社会**に係る取組についての理解と推進に向けた施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、**性の平等と多様性を尊重する社会**を実現するために必要な施策

(積極的改善措置)

第11条 区は、性別等に起因する理由により**男女**の参画する機会に不均衡があると認める場合には、**区民等、教育関係者及び事業者と協力し**、格差是正のために必要な**措置が講ぜられるよう努めるものとする。**

(附属機関等の委員)

第12条 区は、附属機関等の委員の構成について、**男女**の数が均衡するよう努めるものとする。

(災害対応における配慮)

第13条 区は、**災害等**への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、**性の平等と多様性を尊重する社会**の視点に**十分**配慮するものとする。

(拠点の整備)

第14条 区は、**性の平等と多様性を尊重する社会**の推進を図るための**拠点**を整備するものとする。

### 第3章 推進体制

(推進会議)

第15条 **性の平等と多様性を尊重する社会**を推進するため、区長の附属機関として、江戸川区**性の平等と多様性を尊重する社会**推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について**調査及び審議**を行う。
  - (1) **推進計画の評価、改定その他の重要事項に関すること。**
  - (2) 区における**性の平等と多様性を尊重する社会**の推進に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、**性の平等と多様性を尊重する社会**の実現に関し必要があると認めた事項について、**調査及び研究**を行い、区長に意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、区長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。ただし、**男女**のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の6を超えてはならない。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、江戸川区規則で定める。

(苦情申立て)

- 第16条 区民等、教育関係者及び事業者は、**区に対して**、区が実施する**性の平等と多様性を尊重する社会**の推進に関する施策に係る苦情を申し立てることができる。
- 2 区は、前項の規定による申立てがあったときは、必要に応じて**適切な措置を講ずるものとする**。この場合において、区は、**必要と認めるときは**、推進会議の意見を聴いて、処理するものとする。
  - 3 区は、第1項の規定による苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し立てた者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

#### 第4章 雑則

(変化への対応)

第17条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

第14条第3項の規定により策定されている江戸川区男女共同参画推進計画については、第9条第1項に規定する推進計画とみなす。

## 江戸川区男女共同参画推進計画 後期の実施事業見直し一覧

## 【一覧表の見方】

- ・方向性欄:【新規】は計画の体系見直しにより新設された方向性、下線は変更した方向性
- ・No.欄:「新」は見直しにより新たに掲載した事業、「再」は再掲載事業
- ・後期の実施事業見直しの内容欄:下線は計画策定時から変更した箇所(新規含む)
- ・担当部署欄:下線は、新設、名称変更、担当部署変更があったもの

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細(掲載文章や掲載する媒体等)は所属と都度調整をする。	広報課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	2	ワーク・ライフ・バランス講座	男性は仕事、女性は家事・育児という性別分業役割意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事参加を促進する講座を実施する。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	3	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	産業経済課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	5	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組みに関する評価項目を設け、取組みを行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	6	(仮)性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	性の平等と多様性を尊重する社会の実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	7	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	①男性中心型労働慣行の改善	新	会議等における男女比の配慮	庁内外を問わず、政策・方針意志決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。	全庁

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細(掲載文章や掲載する媒体等)は所属と都度調整をする。	広報課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	再2	ワーク・ライフ・バランス講座	男性は仕事、女性は家事・育児という性別分業役割意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事参加を促進する講座を実施する。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	8	ハローベビー教室	初妊婦及びその父親等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	9	区職員の能力開発(研修)	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細(掲載文章や掲載する媒体等)は所属と都度調整をする。	広報課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	再5	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組みに関する評価項目を設け、取組みを行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	10	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	産業経済課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	12	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種を選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	地域振興課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	14	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。 また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	地域振興課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	15	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	職員課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	再7	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	③女性の活躍推進	再9	区職員の能力開発(研修)	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	④事業者等による取り組みの促進【新規】	再2	ワーク・ライフ・バランス講座	男性は仕事、女性は家事・育児という性別分業役割意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事参加を促進する講座を実施する。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	④事業者等による取り組みの促進【新規】	再3	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業の事業用運転資金について、区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置の対象とする。	産業経済課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	④事業者等による取り組みの促進【新規】	再5	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組みに関する評価項目を設け、取組みを行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	④事業者等による取り組みの促進【新規】	再 16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1)就業における男女共同参画の推進	④事業者等による取り組みの促進【新規】	新	長期育児休業支援制度	国制度(2歳まで)を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	子育て支援課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	17	保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	保育課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	18	保育施設の定員拡大	認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	19	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	20	延長保育	認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	20	延長保育	認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	保育課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	21	一時保育 (私立保育園・ベビーシッター利用支援)	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	22	緊急一時保育 (区立保育園)	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども(1歳児～就学前)を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	保育課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	23	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。	児童相談所相談課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	24	ショートサポート保育 (区立幼稚園)	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとられることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	学務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	25	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあつて集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	子育て支援課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	26	子育てサポートひろば	短時間子どもを預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	児童相談所相談課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	27	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人(協力会員)と受けたい人(依頼会員)となり、会員組織化して子育てを家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	児童相談所相談課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	28	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時まで延长了。	教育推進課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	29	子どもと家庭の総合相談	子育てや家庭に関する相談を心理士や保育士等の専門相談員が随時受け付け、育児環境を整える。	児童相談所相談課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	30	子育てひろば事業	親子(乳幼児)が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	子育て支援課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	31	親子ひろば あい♡あい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	学務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	32	地域共生社会構築の拠点 「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	福祉推進課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	33	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	34	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげるにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	介護保険課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	35	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	介護保険課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	36	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	介護保険課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	新	介護離職をなくそうプロジェクト！	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所で相談を受け付けることで介護離職の抑制を図る。	介護保険課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	新	熟年相談室等によるデジタル(スマホ)教室	地域の社会資源を活用しつつ、高齢者における情報格差の解消に向けた取組として、地域包括支援センターやなごみの家などの地域拠点においてスマホ教室を開催し、高齢者のデジタル技術と日常生活の質の向上を支援する。	介護保険課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	新	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児(者)等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児(者)の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	障害者福祉課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	新	長期育児休業支援制度	国制度(2歳まで)を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	子育て支援課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援	再11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	総務課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援	再12	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援	再13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	地域振興課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援	再14	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。 また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	地域振興課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細(掲載文章や掲載する媒体等)は所属と都度調整をする。	広報課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	37	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	38	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	40	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	42	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組みの成果を他校に周知する。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	43	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	44	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	教育指導課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	新	SDGsを通じた男女共同参画の考え方などの周知	SDGsに関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	SDGs推進課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	②男性にとっての男女共同参画の推進【新規】	再41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	②男性にとっての男女共同参画の推進【新規】	再41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	②男性にとっての男女共同参画の推進【新規】	再2	ワーク・ライフ・バランス講座	男性は仕事、女性は家事・育児という性別分業役割意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事参加を促進する講座を実施する。	総務課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	45	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	総務課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	46	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮を行う。	全庁
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	47	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	再41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	再41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	再42	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組みの成果を他校に周知する。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	再43	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	再44	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	教育指導課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進	48	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進【新規】	再41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進【新規】	再41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	教育指導課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実	④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進【新規】	再105	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分業意識の払しょくについても啓発する。	総務課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における男女共同参画の推進	49	町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	地域振興課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における男女共同参画の推進	50	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	水とみどりの課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における男女共同参画の推進	51	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組みを継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	環境課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における男女共同参画の推進	52	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動(防犯パトロールや啓発キャンペーン等)を継続・発展させ、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	地域防災課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における区民委員等の参画	53	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	②男女共同参画の視点による地域防災力の向上	54	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	防災危機管理課
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	②男女共同参画の視点による地域防災力の向上	55	地域防災計画の改訂・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改訂に取り組む。	防災危機管理課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(2)地域活動への男女共同参画による活性化	②男女共同参画の視点による地域防災力の向上	再53	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	56	ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	57	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	57	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合、ホームヘルパーを派遣する。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	59	母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	60	児童扶養手当 児童育成手当	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	61	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	62	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	63	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	64	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	65	ひとり親家庭学習支援	H31年度で事業廃止。各学校での学習支援に移行する。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	66	助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成30年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和3年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	教育推進課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	67	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	68	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	69	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵害問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	総務課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	70	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	71	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	72	大人のなんでも相談	<u>夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。</u>	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	73	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	生活援護第一・二・三課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	74	若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	地域振興課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	再32	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	福祉推進課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	再33	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	75	地域支援ネットワーク	熟年相談室(地域包括支援センター)、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。	福祉推進課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	76	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	福祉推進課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	77	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	清掃課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	78	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	介護保険課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	再48	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	②複合的な困難を抱えた人の生活支援	新	社会的養護自立支援(退所後支援)	里親委託又は施設入所中の児童の措置解除前に、施設等から自立した後の生活を考慮した支援をする。	児童相談所援助課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	79	リプロダクティブヘルス/ライツに関する啓発講座	リプロダクティブヘルス/ライツに関する講座を実施する。	総務課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	80	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、ツイッターに掲載する。	健康推進課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	81	骨粗しょう症予防教室	令和元年度終了。 今後は個別相談に移行する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	82	性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	保健予防課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	83	青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	保健予防課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	再47	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	教育指導課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	84	産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	再8	ハローベビー教室	初妊婦及びその父親等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	85	妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	86	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	87	妊婦全数面接事業 (ぴよママ相談)	妊娠届出時または、妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行うことで出産や子育てに関する不安及び悩みを軽減する。産後も相談しやすい関係を作り、必要に応じた支援を切れ目なく行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	88	妊産婦訪問指導	保健師の訪問指導により、異常の早期発見・防止についての指導、妊娠中の健康相談を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	89	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	90	地域子育て見守り事業	研修を受け登録をした赤ちゃん訪問員が、対象家庭を訪問し子育て情報バグを届けながら、乳児その保護者等の様子を伺い、育児に関する不安・悩みを傾聴し、相談先等の地域の子育てに関する情報を提供する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	91	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	92	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	93	多胎児の会	双子・三つ子など同じ環境にいる親同士が交流することで、専門職への相談等により育児に関する情報交換や問題解決する力を育み、安心して子育てできるように支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	94	2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、仲間づくりや子育てに関する相談や情報を受けられる場所を提供することで子育てを支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	95	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	96	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単に準備できるよう食環境整備事業として「えどがわ毎日ごはん」事業を実施していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	97	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	健康推進課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	98	がん予防出前教室	新学習指導要領により令和3年度から中学校でがん教育が全面実施となったことを受け、出前教室は各校3年に1回、希望に応じて実施する。また、毎年江戸川区のがんに関する統計データを提供し、がん教育を推進する。	地域保健課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	99	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	学務課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	100	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	福祉推進課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築【新規】	再79	リプロダクティブヘルス/ライツに関する啓発講座	リプロダクティブヘルス/ライツに関する講座を実施する。	総務課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築【新規】	新	ICTを活用した啓発事業等の実施	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発事業等を実施する。	全庁
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(2) 生涯を通じた健康支援	③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築【新規】	再80	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、ツイッターで掲載する。	健康推進課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	101	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	102	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	103	DV被害者支援ネットワーク連絡会	関係機関と連携して、DV被害者に対する適切な支援及び保護を図るために設置する。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	104	DV相談カードの発行	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ及び産婦人科に設置する。	総務課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発	105	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分業意識の払しょくについても啓発する。	総務課

重点目標	課題	方向性	No	取組み	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発	106	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	総務課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発	107	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	職員課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発	108	安心して歩ける道づくり	令和3年度末までに街路灯のLED化100%を完了し、適切な照度を図る。また、今後も安全・安心な道づくりをすることで環境整備を図る。	保全課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発	109	私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	保全課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	③被害者の早期発見・早期対応と自立支援【新規】	再101	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	③被害者の早期発見・早期対応と自立支援【新規】	再102	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	児童家庭課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	③被害者の早期発見・早期対応と自立支援【新規】	再91	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	③被害者の早期発見・早期対応と自立支援【新規】	新	犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知	警察、被害者支援都民センター、性暴力救済センター・東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行う。	総務課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	④若年層に向けた啓発活動の強化【新規】	再105	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分業意識の払しょくについても啓発する。	総務課
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(3) すべての暴力の根絶	④若年層に向けた啓発活動の強化【新規】	新	若年層に向けた広報媒体の拡充	若年層と親和性の高いSNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	総務課

区民委員からのご意見への各部回答（男女共同参画推進計画（後期の見直し）区民会議）

対応状況について：

①すでに取り組んでいる、②取り組む予定がある、③検討課題とする、④すぐの対応は難しい、⑤その他（質問への回答等）

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取組み内容	担当課
目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	男女共同参画の周知啓発について	他区と比較して、区としての分かりやすい特徴を対外的に周知する工夫（たとえば、キャッチ・コピー）が必要であろう。	⑤その他（質問への回答等）	情報発信	キャッチ・コピー等、所管課が中心となり作成したものを、所管課からのホームページやSNS等への掲載依頼を受け、情報発信に対するアドバイスや協力を行っています。直近では、共生社会のロゴやエンブレム、スローガンなどがあります。	広報課
			③検討課題とする	情報発信	所管課として、効果的なキャッチ・コピーを発信できるよう検討していきたい。	総務課
目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	ワーク・ライフ・バランスについて	自治体として区民への広報活動などによるその周知は引き続きお願いしたいと思う。	①すでに取り組んでいる	①男女共同参画週間記念講演会 ②ワーク・ライフ・バランス講座	①令和3年度の男女共同参画週間記念講演会では、「未来を拓く100人100通りの働き方」をテーマに働き方改革の講演会を行った。 ②講座の実施により、家事の効率化や男性の家事参画を促している。毎年継続していきたい。	総務課
目標1（1） ①男性中心型労働慣行の改善	子育て支援について	男性社員の育児休業取得100%取得の積水ハウスがアンケートを実施し、「男性育休白書2021特別編」を先日発表したところである。経営者・管理職（部長クラス）の7から8割が男性の育休制度に賛成と言いつつ、「促進予定なし」と40～50%が答えている。理由は、「事業規模が小さいから」（50%）、以下「従業員が少なく、代替要員の当てがえないから」「男性育休を取得する従業員以外の負担が大きくなるから」とのこと。江戸川区の企業の実情を考えると、まさしくこのアンケート調査の通りと思われる。そのような中で、男性の育児休業取得を増加させるのは至難の業と思われるが、事業規模が小さく、代替要員の当てがえないなりに、取得期間の日数や、予定の立て方で取得を可能にする方法もあるのではないか。また、平日実施のハローベビー教室への参加などを企業側が男性社員に勧めることだけでも、一歩踏み出すことになると思う。江戸川区の企業の経営者層が集まる会合などで、ディスカッションしていただくことはできないものだろうか。	⑤その他（質問への回答等）	○専門家相談 ①SDGs活動企業支援融資	①男性の育児休業の取得が可能となるよう、企業が多様な働きかたを導入することが望ましい。そのような取組みを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取組む区内企業を支援するとともに、先進的な企業の情報を発信していく。	産業経済課
			③検討課題とする			
目標1（1） ①男性中心型労働慣行の改善	男女共同参画の周知啓発について	No1（男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知）は、「十分な成果が出ているとはいえない状況」とあるが、何をもちいてその判断をしているのか、よくわからなかった。	⑤その他（質問への回答等）		事業が、パンフレット等の設置に留まってしまい、「待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進する」という問題について根本的な課題解決につながるまでの情報周知には至らなかった。	産業経済課
目標1（1） ①男性中心型労働慣行の改善	ワーク・ライフ・バランスについて	No4（ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰）について、内容を発展させていくことには異議はない。この事業の対象が、民間企業であることを考えると、ワーク・ライフ・バランスの方が全従業員に関わることで、取り組んでもらいやすいように考える。統計資料を見ると、1時間を超えて残業する者は男性が多く、ここを解消することは共同参画にもつながると思うが、それだけでは不十分である趣旨か？共同参画やSDGsと一体的な取組み、というのは、具体的にはどのようなことか。	⑤その他（質問への回答等）		今年度より「SDGs推進部」が発足し、SDGsの目標「ジェンダー平等」「働きがいも経済成長も」「人や国の不平等をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など多岐に渡り連携が期待されている。  企業にインセンティブを与える事業については検討していく。	総務課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標 1 (1) ① 男性中心型労働慣行の改善	ワーク・ライフ・バランスについて	現状「ワーク・ライフ・バランス」の言葉は浸透してきていますが、実際の取組みについてはまだ進んでいる部分が少ないと感じております。 企業等に周知を行うことは当然であります。周知後に企業が取組む際に「具体的に、どのように取り組めば良いのか。会社としての収支のバランスや取引先との調整をどのように行えばいいのか」など、取り組みたくても現場では調整が難しいことが多いと思われれます。そういった点に対するサポートが必要と感じます。	⑤その他（質問への回答等）	○専門家相談 ○SDGs活動企業支援融資	○ワークライフバランス促進のため企業が多様な働きかたを導入し、様々な人材を活用することが望ましい。そのような取組みを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取組む区内企業を支援するとともに、先進的な企業の情報を発信していく。	産業経済課
目標 1 (1) ① 男性中心型労働慣行の改善	ワーク・ライフ・バランスについて	公務員、私企業従業員共に、時間外労働時間の超過は年々改善してきたが、ワークライフバランスをより良い状態にしていくために、さらに長時間残業の是正を含む労働時間管理、特に営業時間中の引き継ぎ退勤時刻の厳守と、インターバル時間の確保、すなわち退勤時刻から翌日出勤時刻まで少なくとも8~10時間を確保できる労働環境の実現を目指していく。	⑤その他（質問への回答等）	○SDGs活動企業支援融資 ○専門家相談	○長時間労働の縮減のため企業が多様な働きかたを導入し、様々な人材を活用することが望ましい。そのような取組みを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取組む区内企業を支援するとともに、先進的な企業の情報を発信していく。  ○長時間労働の規制、適正な労務管理のため社会保険労務士など専門家を派遣し、区内企業の労働環境改善を支援していく。	産業経済課
目標 1 (1) ① 男性中心型労働慣行の改善	女性の活躍推進について	子育て世代の母親が就労を諦めるのは、自身の子育てに支障がでることだと感じており、母親が就労をやめると経済的責任が全て父親にのしかかる。このことが父親を追い詰めることもあるはずだと思います。 また、社会的に活躍する妻を認めることができない夫もいます。夫より妻の収入が多くなることを快く思わず、夫婦関係が悪化することもあります。昔ながらの大黒柱は男という男としてのプライドが傷つけられると感じてしまうのだと思います。 情報の周知は必要ですが、男性の意識改革は必須であると思えます。	①すでに取り組んでいる	①男性向け料理講座 ②ワーク・ライフ・バランス講座	①男性の家事参画を促すため継続的に実施している。今後は料理に限定せず、家事講座の拡充を検討しており、男性の家事への参画を推進することにより意識改革を図っていきたい。 ②講座を継続的に実施しており、家庭内での家事・育児役割分担を見直すよう促している。	総務課
			①すでに取り組んでいる	①ワーク・ライフ・バランス講座 ②女性の再就職支援セミナー	①講座を継続的に実施しており、家庭内での家事・育児役割分担を見直すよう促している。 ②ハローワークとの共催セミナーでは、東京都金融広報委員会よりアドバイザーを招いて家計管理に関する講座を実施している。	総務課
目標 1 (1) ① 男性中心型労働慣行の改善	女性の活躍推進について	企業の業種、業務内容、規模等により女性就労が難しいものがあり、一律に促進は難しく、その中で女性リーダーを求めることは当然ながらさらに難しい。 しかし、a) 女性就労が難しい企業であっても、女性の資格取得などにより就労増加が予想できること。 b) 別企業に勤務する配偶者との共稼ぎ世帯があること。 c) 「女性配偶者の家事育児ワンオペ」による様々な弊害があること。 等を考慮し、「休暇制度や保健衛生面での職場環境の整備」、「社員への家事育児の共同参画教育」を企業に働きかけていくことが必要と思う。 また、「上司の意識改革」は必要であり、「子供がかわいそうという無意識のすり込み」により「子育てを配慮することが支援」という対応が、子育て中の女性社員のキャリアチャレンジの機会を奪いかねない。「子育て支援」と「キャリアチャレンジへの支援」の両立支援を企業のトップが確立するよう、法人会や商工会議所などの会合で講演するなどしていただきたい。	⑤その他（質問への回答等）	①SDGs活動企業支援融資	①女性活躍促進のためには企業が多様な働きかたを導入し、ライフステージの変化に対応した雇用制度を活用することが望ましい。そのような取組みを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取組む区内企業を支援するとともに、先進的な企業の情報を発信していく。	産業経済課
目標 1 (1) ① 男性中心型労働慣行の改善	男性中心型労働慣行について	ワークライフバランスの推進の妨げになっている大きな要因が男性中心型労働慣行であり残業前提の就業環境だと考えます。 実際の各企業が取り組んでいる実績としてはなお向上していただきたいところですが、 そこで今後は意識啓発施策に合わせて中小企業が具体的な取り組みにつなげてもらえる施策を要望いたします。 ○中小企業が利用できるNo3の信用保証料補助や利子補給の拡充 ○一定基準以上の取り組み企業を表彰し公表するなど、中小企業にインセンティブを与えるような施策を検討してほしい ○求人の際、他社との差別化ができ、優良人材が採用できる仕組み作りをハローワークと共同してみる など、人材不足に悩む中小企業の目を引くインパクトのある取り組みを期待いたします。	③検討課題とする		ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰については、一定の役割を果たしたとして一旦終了したが、企業へのインセンティブの仕組みは別に検討したい。	総務課
			⑤その他（質問への回答等）	ハローワークへの提案	③貴重なご意見として、ハローワークに提案してみます。	地域振興課
			⑤その他（質問への回答等）	①②SDGs活動企業支援融資	①②ワークライフバランス促進のため企業が多様な働き方を導入し、様々な人材を活用することが望ましい。そのような取組みを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取組む区内企業を支援するとともに、先進的な企業の情報を発信していく。	産業経済課
目標 1 (1) ① 男性中心型労働慣行の改善	就労環境について	江戸川区内の事業者数、従業員数は、この30年でピーク時の40%程度に縮小している。又、コロナの影響を特に飲食関係は大きく受けており厳しい状況である。その様な状況下ではあるが、起業家ゼミナールや創業促進助成事業でのサポートは、施策としてはよいと考えられるものの、まずは男女問わず既存企業に平等に就業できる環境づくりに注力した方が良いのではないかと考える。	②取り組む予定がある	企業向けワーク・ライフ・バランス講座	今後、企業内外の啓発事業などを通じて、男女平等に雇用することのメリットや従業員の働き方にワーク・ライフ・バランスを取り入れることの重要性を周知啓発していく。	総務課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取組み内容	担当課
目標1(1) ① 男性中心型労働慣行の改善	就労環境について	夜でも安心して歩ける街はとてありがたい社会ではあるがそれがゆえに、睡眠時間に影響が出るほどの就労時間とそれを前提に提供されるサービスが横行している。それにより家事・育児・介護がどうしてもパートナーどちらか一方に重くのしかかってしまう。自治体として、深夜営業や24時間営業の在り方に一石投じてはどうか。	④ すぐの対応は難しい		直接的な是正の働きかけは難しいが、ワーク・ライフ・バランス講座の実施により性別役割分業を見直し働き方改革を推進するなど間接的にでも、働きかけを継続したい。 また、今後、個人向けであったワーク・ライフ・バランス講座について、企業向け講座を企画し、長時間労働は正の必要性やメリットについて働きかけていくことを検討している。	総務課
目標1(1) ① 男性中心型労働慣行の改善	庁内の男女共同参画の取組みについて	区役所内の部署による男女職員の偏りを是正してもらいたい。男性だけの部署に女性を配置する場合は、女性職員の孤立感を軽減させるため女性職員を最低2名同時に配置するなどの配慮を行ってほしい。	③ 検討課題とする	適材適所の観点による配置	性別により配置を決めるのではなく、本人の適性や希望を含め、適材適所の観点から配置している。	職員課
目標1(1) ① 男性中心型労働慣行の改善	庁内の男女共同参画の取組みについて	区役所内の女性管理職の割合を高める努力を行ってほしい。例えば、女性が管理職になることで、会議の日時を家庭の都合に合わせるなどできるなどプラス面を周知してほしい。	① すでに取り組んでいる	特定事業主行動計画（第4期）における目標の提示	<p>《目標》 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。</p> <p>《取組み内容》 （1）管理職への意識づけ 女性職員のキャリアデザイン研修等への参加を促し、管理職への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。</p> <p>また、管理職昇任へつながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。</p>	職員課
目標1(1) ② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	子育て支援について	家事・育児への「男性の参加」という言葉に違和感がある。理想論といわれると思うが、家事も育児も協力し、出来ないところは互いに補うことが、当たり前のことだと思う。が、現状では「参加する」状況にもっていかざるを得ないのかと思う。また、育児中の母親が、どれだけハードな日常を過ごしているのかに気づいていない夫やその勤務先の上司がいるとも聞く。「昼寝できていいね」「どうして家が片付いていないの」など、何気ない言葉をかけられるだけでも、育児で疲弊している母親のダメージは大きいと思う。	③ 検討課題とする		男女共同参画情報誌「カラフル」や区ホームページなど、現在持っている広報媒体の活用を検討していきたい。	総務課
			③ 検討課題とする		育児に対する性別的役割分担が見直されるような取組みを検討していきたいと考えております。 （※子育て支援課として回答はしますが、当課だけでなく、総務課（旧女性センター事業）、児童家庭課、健康部、産業経済部などと協力して進めていくべきだと思います。）	子育て支援課
目標1(1) ② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	職員研修について	No9（区職員の能力開発（研修））は、庁内の事であり、オンライン活用をすべきではないか。	① すでに取り組んでいる	区職員への動画研修の実施	庁内のネットワークを利用し、自席のパソコンで動画を見て受講する研修を行った。	職員課
目標1(1) ② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	女性の就労支援について	各種セミナーや講習会などに託児サービスを付けてほしい。幼児～小学生低学年程度の子どもがいる人にとっては、子どもの預け先がなければちょっとしたセミナーへの参加も困難。一時預かり保育は何週間も前から予約を取ったり、費用が高額だったり利用は難しい。	① すでに取り組んでいる	女性の再就職支援セミナー	ハローワークや東京しごとセンターと共催している再就職支援セミナーは託児付きで実施している。 一時保育については今後も適切に実施していく。	総務課
			① すでに取り組んでいる	託児付きセミナー等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都等と共催で女性向けのセミナー・PC講座を開催しており、託児サービスを設けている。</li> <li>・区主催のものはないが、東京しごとセンターとの共催でセミナーを実施している。 センターとの共催は応募が必要であり、応募しても共催できるとは限らないが、係の方針で必ず応募している。</li> <li>・ほかにも都主催のPCスキルアップ講座等がある。</li> <li>・共催セミナー等について、年4回程度実施している。</li> </ul>	地域振興課
			⑤ その他（質問への回答等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区主催のものはないが、都産業労働局の「女性のスタートアップ研修会（オンライン）」等の女性の活躍推進事業のパンフレットを置いている。</li> <li>・都セミナー等で無料託児所あり（レディGO! ワクワク塾で実施）。</li> </ul>	産業経済課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標1(1) ② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	女性の就労支援について	各種セミナーや講習会などに託児サービスを付けてほしい。幼児～小学生低学年程度の子どもがいる人にとっては、子どもの預け先がなければちょっとしたセミナーへの参加も困難。一時預かり保育は何週間も前から予約を取ったり、費用が高額だったりして利用は難しい。	①すでに取り組んでいる	ひとり親相談室すずらん	・相談者向けに、窓口近くにキッズスペースを用意。 ・相談者の練習用のPC端末を設置（本庁舎と人権・男女共同参画推進センターの2か所） ・パソコン講習会や資格取得セミナーを動画配信で実施。 ・来場型の交流会は託児サービスを用意。	児童家庭課
目標1(1) ② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	女性の就労支援について	女性の就職支援セミナーに託児サービスがあるとよい。実施している事業はあるか。	①すでに取り組んでいる	女性の再就職支援セミナー	ハローワークや東京しごとセンターと共催している再就職支援セミナーは託児付きで実施している。 一時保育については今後も適切に実施していく。	総務課
			①すでに取り組んでいる	託児付きセミナー等の実施	東京都等と共催で女性向けのセミナー・PC講座を開催しており、託児サービスを付けている。  ・区主催のものはないが、東京しごとセンターとの共催でセミナーを実施している。 センターとの共催は応募が必要であり、応募しても共催できるとは限らないが、係の方針で必ず応募している。 ・ほかにも都主催のPCスキルアップ講座等がある。 ・共催セミナー等について、年4回程度実施している。	地域振興課
目標1(1) ② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	女性の就労支援について	女性の就職支援セミナーに託児サービスがあるとよい。実施している事業はあるか。	⑤その他（質問への回答等）		・区主催のものはないが、都産業労働局の「女性のスタートアップ研修会（オンライン）」等の女性の活躍推進事業のパンフレットを置いている。 ・都セミナー等で無料託児所あり（レディGO!ワクワク塾で実施）。	産業経済課
目標1(1) ② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	女性の就労支援について	女性の就職支援セミナーに託児サービスがあるとよい。実施している事業はあるか。	①すでに取り組んでいる	ひとり親相談室すずらん	①ひとり親を対象に就労に結びつきやすくするための「パソコン講習会」、「資格取得セミナー」を実施した。育児中の女性も参加しやすいように動画配信しテキストは郵送した。 「パソコン講習会」 パソコンの使い方、Excel・Wordの基本操作などの基礎を学ぶ基礎講座（年2回）と、Excelのデータベースや関数を学ぶ中級講座（年1回）の動画を配信。希望者にはスクーリングを実施。 「資格取得セミナー（年1回）」 看護・介護・保育など福祉の仕事を中心に、就業に結びつきやすい資格の紹介と取得するための経済的な支援の制度を動画で解説した。  ひとり親相談室すずらんでは、子どもがいる相談者でも落ち着いて相談できるよう以下の環境を整備している。 ・相談者向けに、窓口近くにキッズスペースを用意。 ・来場型の交流会は託児サービスを用意。	児童家庭課
目標1(1) ③ 女性の活躍推進	女性の活躍推進について	No10～14（創業支援事業、女性の再就職支援セミナー、就職面接会・若年者就職応援セミナー、ほっとワークえどがわ、ヤングほっとワークえどがわ）など、いろいろな場での広報をしてほしい。経済的な安定は、共同参画への第一歩と思う。	①すでに取り組んでいる	女性の再就職支援セミナー	船堀ワークプラザや東京しごとセンターと共催している子育て中の女性の再就職支援セミナーについて、広報えどがわのほか、区ホームページや区公式SNSでも情報を展開している。 今後、新たなメディアが使用可能となった場合は、速やかに新メディアでの情報の展開を検討していく。	総務課
			①すでに取り組んでいる	チラシの配布・広報紙への掲載	区内施設やハローワーク木場などの外部施設、駅スタンドへのチラシの掲示、広報えどがわへの掲載、ホームページなどで広報を行っている。	地域振興課
			⑤その他（質問への回答等）	○区ホームページ ○地域金融機関との連携	○ホームページで制度を周知する。 ○創業支援融資の扱いや、創業塾の開催など地域の金融機関と連携して支援制度周知していく。	産業経済課
目標1(1) ③ 女性の活躍推進	女性の活躍推進について	女性活躍促進に向けて将来を担う子供たちに学校教育を通して、進路指導、性に関する指導、将来において社会と家庭に男女が共に寄与する資質を形成する教育との関連に配慮し、男女平等教育を総合的、系統的に推進していく。固定的な性別分担意識にとらわれずに個性と能力を伸ばすとともに、一人一人の個性を尊重し、能力・適性を生かした進路を選択することができるよう男女平等教育を適正に推進する。児童・生徒が自らの進路を見据え、主体的に進路を選択する能力や態度を育てるために望ましい勤労観・職業観を育成していく。	①すでに取り組んでいる	・人権教育研修の実施（年4回） ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加 ・指導計画を基にした人権教育の実施 ・道徳教育の推進	・男女協共同参画推進教育の推進に向けて、指導者である教員が見識を深め、適切に指導できる資質・能力を高めるべく研修を実施している。  ・全校「人権教育の全体計画」を作成（毎年）している。  ・各小中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実を行っている。	教育指導課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取組み内容	担当課
目標 1 (1) ④ 事業者等による取組みの促進	事業者等による取組みの促進について	事業者の取組み促進については、女性活躍法対象外の事業者にも伝わるように、長時間労働（働き方）が、家庭内での過重負担につながることを十分に伝えてほしい。	②取組み予定がある	企業向けワーク・ライフ・バランス講座	今後、企業内外の啓発事業などを通じて、男女平等に雇用することのメリットや従業員の働き方にワーク・ライフ・バランスを取り入れることの重要性を周知啓発していく。	総務課
目標 1 (1) ④ 事業者等による取組みの促進	事業者等による取組みの促進について	中小企業にとっては、実践は大変パワーがいるが、数値分析し課題分析し数値目標を立て公表するというPDCAを繰り返すことが必要。	②取組み予定がある	企業向けワーク・ライフ・バランス講座	今後、企業内外の啓発事業などを通じて、男女平等に雇用することのメリットや従業員の働き方にワーク・ライフ・バランスを取り入れることの重要性を周知啓発していく。	総務課
目標 1 (1) ④ 事業者等による取組みの促進	事業者等による取組みの促進について	残業が多くしないと回らないため、男女共同参画が無理、という声を聞く。どうやったら残業しなくてよいか残業しなくて済む取組みや、男女共同参画を進めるメリットをきちんと伝えてほしい。	②取組み予定がある	企業向けワーク・ライフ・バランス講座	今後、企業内外の啓発事業などを通じて、男女平等に雇用することのメリットや従業員の働き方にワーク・ライフ・バランスを取り入れることの重要性を周知啓発していく。	総務課
目標 1 (1) ④ 事業者等による取組みの促進	事業者等による取組みの促進について	ヨーロッパでは時間内に会議を実施するのに、日本では時間外に実施する、こういうちいさなことから変えていきたい。	⑤その他（質問への回答等）	○SDGs活動企業支援融資	○長時間労働の縮減のため企業が多様な働きかたを導入し、様々な人材を活用することが望ましい。そのような取組みを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取組む区内企業を支援するとともに、先進的な企業の情報を発信していく。	産業経済課
目標 1 (1) ④ 事業者等による取組みの促進	事業者等による取組みの促進について	事業者等による取組みの促進については、かなりの具体案が必要。各種団体への働き掛けも重要。生活のための就業と育児介護の両立に苦慮している方がいる、男女別なく、遜色なく方向性を出せるように。	⑤その他（質問への回答等）	①SDGs活動企業支援融資	①経営活動のなかでSDGsの達成に向けた取組むの指標を示し、区内企業の取組みを促進していく。また、制度を利用した先進的な企業の情報を発信していく。	産業経済課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	子育て支援について	子育て支援など区役所が取り組みやすい課題に対しては積極的に取り組んできたと評価することができる。超高齢化の時代、今後は仕事と介護を両立させる取組みの強化が求められる。	③検討課題とする		区職員については、周辺他区の状況を見ながら様々な取組みを検討していく。	職員課
			⑤その他（質問への回答等）	SDGs活動企業支援融資	仕事と介護の両立が可能となるよう、企業が多様な働きかたを導入することが望ましい。そのような取組みを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取組む区内企業を応援していく。	産業経済課
			②取組み予定がある	介護離職をなくそうプロジェクト！	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所で相談を受け付けることで介護離職の抑制を図る。	介護保険課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	保育士の確保が困難とありますが、どのような事情や状況があるのでしょうか。保育士の就労現場がそもそも働きづらさがあり、結婚・出産を機に退職者が多い職種ではないかと感じます。保育ママのように子育て経験者が、延長時間帯や一時保育の手伝いができるようなしくみはどうでしょうか。早朝や残業の時間の勤務ができないことで子育てをしながら保育士を続けることが難しく、保育士を辞めてしまうことが考えられます。早朝や残業の時間は、子育てを終えている女性が支えられたら良いのではないのでしょうか。介護保険のヘルパーが保育の研修を受けて、保育に関わることができれば考える。高齢になったヘルパーが体力的限界を感じて辞めてしまう現実があります。このようなケアの基礎知識がある人材を保育に活用することはできないのでしょうか。保育士の確保を早急に進めていく必要があると感じます。	①すでに取り組んでいる	子育て支援員研修	①保育士確保が困難な理由は次のとおりです。 1. 待機児童解消に対応して園を増設しているため保育士確保が追い付かない 2. 全国的に保育士不足があり、他自治体と保育士の取り合いになっている 3. 処遇が他職種に比べてよくない 4. 保育士不足のため、経験の有無にかかわらず多様な対応や即戦力を求められる職場環境の厳しさがある ②既に保育士配置に係る特例として、子育て支援員研修という研修を受講することで条件によっては保育士とみなすことができる仕組みがあります。	子育て支援課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	ワーク・ライフ・バランスについて	江戸川区は就業していない女性の割合が東京都平均より高く、これがこの5年間でどう変化したかはデータがないためわからないが、体感としては全く変化はないと感じる。専業主婦の場合、まず子どもの預け先がないため就職活動することもできず、資格取得のために時間を作ることができない。子どもが小学校へ就学以降にパートを始める、という程度の就業が典型的で、そのころには家族のライフスタイルの変化も負担となり、また無職の間に就業意欲がかなり低下しているのでは。	①すでに取り組んでいる	①ワーク・ライフ・バランス講座 ②男性向け料理講座 ③女性の再就職支援セミナー	①家事・育児負担の軽減や、家庭内での家事分担見直しについて普及啓発を行っている。 ②男性の家事参画を促すため実施している。今後、男性を対象とする家事講座の拡充を検討しており、男性の家事への参画を推進することにより女性の就業を支援したい。 ③子育て中の女性の再就職支援セミナーをハローワークや東京しごとセンターと共催し、託児付きで実施している。	総務課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標1(2) ①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	ワーク・ライフ・バランスについて	江戸川区は就業していない女性の割合が東京都平均より高く、これがこの5年間でどう変化したかはデータがないためわからないが、体感としては全く変化はないと感じる。専業主婦の場合、まず子どもの預け先がないため就職活動をするのもできず、資格取得のために時間を作ることができない。子どもが小学校へ就学以降にパートを始める、という程度の就業が典型的で、そのころには家族のライフスタイルの変化も負担となり、また無職の間に就業意欲がかなり低下しているのでは。	①すでに取り組んでいる	ひとり親相談室すずらん	ひとり親を対象に就労に結びつきやすくするための「パソコン講習会」、「資格取得セミナー」を実施した。育児中の女性も参加しやすいように動画配信しテキストは郵送した。 「パソコン講習会」 パソコンの使い方、Excel・Wordの基本操作などの基礎を学ぶ基礎講座（年2回）と、Excelのデータベースや関数を学ぶ中級講座（年1回）の動画を配信。希望者にはスクリーニングを実施。 「資格取得セミナー（年1回）」 看護・介護・保育など福祉の仕事を中心に、就業に結びつきやすい資格の紹介と取得するための経済的な支援の制度を動画で解説した。  ひとり親相談室すずらんでは、「育児中の就労」という視点だけではなく、子どもが独立した後のライフプランやキャリア形成を考えて、「長く働ける仕事」や求人の多い仕事についてアドバイスをしている。 そのための職業訓練をはじめとするさまざまな職業能力開発の施策の情報提供をしている。	児童家庭課
目標1(2) ①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	No.18（保育施設の定員拡大）など保育所については、保育士の確保が難しいという状況がある。保育士の大多数は女性とされることから、職場環境を整備することも重要と思う。	①すでに取り組んでいる	保育士等確保事業	性別に関わらず、江戸川区の保育園で勤務する保育士には以下のサポートを行っております。 ・区独自の補助として月額1万円相当を給料に加算 ・月額最大8万2千円の家賃補助 ・5年ごとの節目に10万円の報奨金 ・キャリアアップのための研修や園長経験者による巡回サポート 今後も働く意欲が向上するような施策を検討してまいります。	子育て支援課
目標1(2) ①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	No.24（ショートサポート保育（区立幼稚園））は、「一人当たり月8回」がネックということなら、就労や求職に都合の良いような利用回数にすることを考えてはどうか。	②取り組む予定がある	ショートサポート保育（区立幼稚園）利用回数制限の緩和	利用回数制限における妥当性の検討	学務課
目標1(2) ①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	No.18保育施設の定員拡充など待機児童対策を推進して頂きありがとうございます。 ただ、来春の保育園入園を希望している育休利用者は、待機児童数に目が行きがちで自分は入園できないのではないかと不安感が強いです。 区からの情報発信に工夫をしてみるのはいかがでしょうか。 4月1日時点での年齢別待機児童数、フルタイム勤務希望、パートタイム勤務希望、時短勤務希望の内それぞれの待機児童数、地区ごとの待機児童数など具体的な数字を公表していただきたいです。それにより、入園希望者も対策が練ることができ、漠然とした不安の解消にも繋がります。	⑤その他（質問への回答等）	江戸川区ホームページへの掲載	江戸川区ホームページに江戸川区の待機児童対策を掲載している。 【江戸川区トップページ>子育て・教育>子育て>保育計画（子育てについて考える）>江戸川区の待機児童対策】 その中で、待機児童数と保育定員数の推移、クラス年齢別の待機児童数、地区別の待機児童数などを公表している。なお、就労の利用調整指数は就労形態では付けず、月の就労日数や勤務時間等を基準に点数付けを行っているため、就労形態によって利用調整指数付けに有利不利が生じることはない。 この他、同ページで対応策として、認証保育所保育料負担軽減補助事業の拡充、ベビーシッター利用支援事業、長期育休支援制度等を紹介しているので、是非ご覧いただきたい。	保育課
目標1(2) ①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	保育施設の定員拡大に伴う保育士の確保が喫緊の課題と思う。保育士資格を持つ経験者の登録制度を作り、広報等により広く呼びかけ登録してもらい、就業を依頼する。更に、安心して再就職してもらうため研修制度を作る。 また、一般的に保育士は労働の大変さに比し低賃金であるため、再就職に躊躇するとも聞いている。 民間保育園の保育士賃金改善のため、区は補助金を出すことを検討すべきと思う。	③検討課題とする	保育士等確保事業	①保育士資格所有者が登録制度へ登録する利点が少ないと思われるので、現状では設けることは考えておりませんが、今後、国や都の動向を注視してまいります。なお、就職にあたってはご本人の就職意欲の有無が重要だと思われます。つきましては、働きたいと思える保育園を増やしていくことや保育園に勤務し長く続けていきたいと思っていただけるような施策を今後も検討し、発信してまいります。 ②東京都保育人材・保育所支援センターでは相談支援や就職支援セミナー等において、保育所へのスムーズな就職につなげる取り組みを実施しております。区での取り組みについては今後研究してまいります。 ③区独自の補助として月額1万円相当を給料に加算しています。	子育て支援課
目標1(2) ①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	保育施設の多様化も重要ですが、負担増加となることは事実と思われます。 その点を人員増員だけで対処可能なものか疑問に思う部分もあります。	①すでに取り組んでいる	私立保育園への補助金 保育士等確保事業	まずは健全な園運営ができる人数の保育士を確保する必要があると思います。その上で、支援が必要なお子さんに対応するために職員を追加で雇用したり、看護師を雇用したりする場合には補助金を支給しております。また、保育士の質については、キャリアアップのための研修や園長経験者による巡回サポートにより向上を図っております。	子育て支援課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標 1（2） ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	待機児童の解消をさらに進めるべき。役所で保育園入園についての相談をしても、「江戸川区は幼稚園がおすすめですよ」と言われ、最初から保育園は無理という前提の返答を受けたという声を複数人から聞いた。これが共有され、「江戸川区で保育園入所は厳しい」というイメージは強い。潜在的な待機児童は実際に数字に出ているものよりずっと多いはず。特に、0～2歳児の入園はかなり難しい。認可保育園はもとより、保育料が高額の認証保育園ですら困難である。	①すでに取り組んでいる	認可保育所等の整備 幼稚園の認定こども園の促進	保育の受け皿確保のため、認可保育園を5年間で約50園整備し、約3,000名の定員拡大を進めてきました。さらに令和4年4月開設予定の認可保育所を9園、認定こども園を1園新設するなどにより、1,000名近くの定員拡大を予定しているところです。 今後とも多様な保育ニーズに応えられるよう対策を進めてまいります。	子育て支援課
目標 1（2） ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	幼稚園によって、「満3歳児クラス」を設置している園があり、人気があるようである。やはり少しでも低年齢のうちに預けたいというニーズを感じる。満3歳児クラスのクラス数を毎年増加している園もある。この制度を拡充するよう取り組むのはどうか。	⑤その他（質問への回答等）		満3歳児クラスの運営には専用の保育室と教員配置が必要であり、設置は各園の判断に委ねざるを得ませんが、実施について継続的に働きかけています。	子育て支援課
目標 1（2） ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	出産後も安心して働ける環境を構築するためには、保育サービスの充実が不可欠と考える。育休明けの復職を目指す上で、早朝の預かり及び延長保育サービスの充実が不可欠と考える。施設の充実及び質の高い保育の提供に向けて、保育士の待遇改善も大きな課題ととらえる。	①すでに取り組んでいる	①延長保育事業 ②保育士処遇改善事業	①延長保育については多くの園で実施しています。早朝7時からお預かりしている園もあれば、夜は20時半までお預かりしている園もあります。 ②保育士への待遇については、区独自の補助として月額1万円相当を給料に加算しています。	子育て支援課
目標 1（2） ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	課題となるのは、待機児童および保育時間の制限と考える。特に保育時間の制限は、女性の社会進出、男女平等の就業に大きな影響を与えている。就業の平等化を考える上で、フルタイムでの雇用形態を目指す場合は、一日当たりの勤務時間は、8時間となるため通勤時間および昼休憩も考慮すると、10時間程度の保育時間を取る必要がある。 一方、現在の基本保育時間は8:30-17:00となっており、時間として8時間半（昼休憩含む）となっている為、男女問わず、フルタイムで勤務（開始）するということは、時間的制約から難しい。延長保育を実施した場合でも、7:30-18:00となり前後一時間が延長になるものの、帰宅時間を考慮すると、18:00までというのはやや負担となる印象である。また、病児保育・夜間保育の拡充も必要と考える。	①すでに取り組んでいる	①延長保育事業 ②病児保育	①保育標準時間として保育の必要性を認定されている場合、最大11時間の保育時間となります。その中で、実際の利用時間は勤務時間・通勤時間を考慮し決定します。 その時間以上の保育を希望される場合は、延長保育で引き続き保育を継続することが可能です。 ②病児保育については、開設日数の増加や休止施設の再開などにより、より活用しやすい施設となるよう取り組みを進めていきます。 夜間保育については、保育ニーズを見極めつつ検討を進めていきます。	子育て支援課
目標 1（2） ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	課題にも挙げられているように、待機児童削減の為に保育施設の定員拡充のみならず、延長・夜間・病児保育に向けた保育士確保が最重要となるので、保育士育成や保育士へのインセンティブの拡充が必要と考える。加えて、保育士の育成には時間も要し、喫緊で課題を解決できないので、各家庭に対しシッター補助金の制度緩和や資格未取得者（学生・専業主婦（婦）・シニア・副業等）であっても保育士監督の下、保育所にて勤務し保育士の負担を軽減できるような施策が必要ではないかと考える。 最終的な施策検討・実施の際は保育所や各家庭にアンケート・聞き込みを実施し、生の声を吸い上げが必須と考える。	①すでに取り組んでいる	①保育士等確保事業、私立保育園への補助金 ②ベビーシッター利用支援事業 ③子育て支援員研修 ④子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査	①保育士育成においては、各園で実施している研修に加え、区としても保育の質の向上に資する研修等を実施しています。また、保育士への待遇については、区独自の補助として月額1万円相当を給料に加算しています。 ②令和4年1月より、都が認定したベビーシッターを利用した際の利用料を補助する制度を開始します。 ③既に保育士配置に係る特例として、子育て支援員研修という研修を受講することで条件によっては保育士とみなすことができる仕組みがあります。 ④5年おきに子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施しています。また、毎月、私立保育園園長会に参加し、保育所からも意見を頂いております。それぞれの声を活かしながら子育て施策を推進しております。	子育て支援課
目標 1（2） ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	保護者がコロナウイルスに感染し入院した場合などの子供の預け場所について、江戸川区は独自で24時間預けることができる仕組みがあると出していた。他の区や市に先んじて実施していることは素晴らしいと思った。	参考意見			児童相談所 援助課
目標 1（2） ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	コロナウイルスの影響により、江戸川区の保育園で休園しているところはあるのか。 もし、休園している場合、休園保育園児への保育サポートはあるのでしょうか。	⑤その他（質問への回答等）		保育園で陽性者が判明した場合、保健所の判断に基づき、休園の有無や対象クラスを決めている。また、現時点では休園保育園児の、他の保育施設での預かりは行っていない。	保育課
目標 1（2） ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	預かり保育について	幼稚園の預かり保育は確かにここ数年で充実傾向にあると感じる。しかしやはり幼稚園は行事や保護者参加の機会も多く、フルタイムで就業している保護者は少数派に思える。また保育機関ではなく教育機関であるという意識も強く、コロナ下での対応などでも保育園と幼稚園では対応に大きく差が出ている。地域住民の生活を支える保育機関という面もあることをもっと強調してほしい。	①すでに取り組んでいる	私立幼稚園預かり保育事業	制度的に幼稚園は保育機関ではないため預かり保育の実施内容も園の自主性に委ねざるを得ませんが、保育的な需要が高まっていること踏まえ、預かり保育の一層の充実について幼稚園に働きかけています。	子育て支援課
			②取り組む予定がある	ショートサポート保育（区立幼稚園）利用回数制限の緩和	利用回数制限における妥当性の検討	学務課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育ママ制度について	保育ママ制度については周囲に利用している人の話はほとんど聞かない。子どもとの相性が不安であるとか、近所に保育ママがいないとかで利用が難しい、というイメージが強く、同様の意見をよく聞く。	①すでに取り組んでいる	保育ママ制度のPRの拡充	保護者が保育施設を選択する上で、保育ママは魅力的な選択肢の1つとして認識して頂けるよう制度のPR機会を増やしている。ホームページやチラシのリニューアルを行い、子育て支援施設のみならず、医師会の協力のもと産科・小児科での配布を行った。個人宅での保育に対する不安を解消出来るよう、窓口や電話相談では区のバックアップ体制や制度の良さを丁寧に説明し、満足度の高い利用者アンケートの結果もホームページで公開している。	保育課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	相談について	No34（多様な介護サービスの充実）は、相談窓口につなげられていないことを改善点としているのか？区のホームページの充実が良いとは思いますが、ITに不案内な人も多いのではないかと。	①すでに取り組んでいる	相談窓口等による介護サービスの周知	今後も引き続き、熟年相談室・介護保険課窓口による情報発信と相談受付の充実を図ります。必要に応じて「広報えどがわ」や回覧板等も活用し周知を図ります。 これに加えホームページも活用することで、情報を受け取る機会の拡大を目指していきます。	介護保険課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	介護者支援について	No.32～36：介護者支援について 介護の現場ではITの活用が進んでいません。昨年からのコロナ禍により、世間ではオンラインでの業務、コミュニケーションの取り組みが進んで来ましたが、老老介護の高齢者世帯や中にはその子ども世代でもオンラインでの対応ができない方が多いです。相談事や状況確認、世間話の手段などでオンライン活用ができると高齢者・介護者はもちろん、相談受付側にもメリットが大きいと思います。 そこで、「高齢者・介護者へのオンライン活用の教室などの企画」はどうでしょう。高齢者でも新しいことに興味のある方は多いですがその機会がないのが残念です。江戸川区全体でITリテラシーを高めていくのはいかがでしょうか。	①すでに取り組んでいる	なごみの家熟年者向けスマホ教室	オンラインによる情報収集や各種申請手続きを活用できるよう、操作に不慣れな熟年者のデジタルデバインド解消対策として、なごみの家や熟年相談室などでスマホ教室を始めています。	福祉推進課
			②取り組む予定がある	デジタル（スマホ）教室	地域の社会資源を活用しつつ、高齢者における情報格差の解消に向けた取組として、地域包括支援センターやなごみの家などの地域拠点においてスマホ教室を開催し、高齢者のデジタル技術と日常生活の質の向上を支援する。	介護保険課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	継続就労について	継続就労できるための育児・介護制度の整備も欠かせない案件だと思う。	②取り組む予定がある	介護離職をなくそうプロジェクト！	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所で相談を受け付けることで介護離職の抑制を図る。	介護保険課
			①すでに取り組んでいる	その他	区としては、病児保育や一時保育などに取り組み、保護者が就労を継続できるよう、今後とも子育て支援を進めてまいります。	子育て支援課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	継続就労について	継続就労できるための育児・介護制度の整備も欠かせない案件だと思う。	①すでに取り組んでいる	子どもショートステイファミリーサポート事業	子どもショートステイやファミリーサポート事業により、子育てと仕事の両立の支援を行っています。	児童相談所相談課
			①すでに取り組んでいる	すくすくスクール学童クラブの時間延長の実施	多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備の一環として、令和3年4月より学童クラブの実施時間を19時までに延長した。	教育推進課
			②取り組む予定がある	ショートサポート保育（区立幼稚園）利用回数制限の緩和	利用回数制限における妥当性の検討	学務課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	保育サービスについて	今までと違い、コロナの影響はかなり大きいと感じます。一時保育など、保育士不足はわかりますが、どうしても預けたい方がいるのも事実です。保育ママなど、もっと利用して、対応できたらいいのかな。と思います。（No. 21～22）	②取り組む予定がある	ベビーシッター利用支援（一時預かり）事業	保育ママでの一時保育については、体調を崩しやすい乳児を事前情報の少ない状態で預かるのは非常に困難であること、知らない場所で初めての保育者に長時間預けられることは乳児への負担も大きいこと、既存の受託児への影響等があるため、今後の検討課題とさせていただきます。 なお、突発的な保育需要への対応策として、保育時間等が柔軟に対応できるベビーシッターの利用料を補助し、低額で利用できるような取り組みを1月より開始します。 また、共育プラザでの一時保育の拡充も進めており、既存の保育施設も含め、利便性向上のための取り組みを進めてまいります。（緊急一時保育は、ご家族等の支援を得られない保護者が入院された場合等に限り活用可能です。）	子育て支援課
目標 1 (2) ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	子育て相談、子ども食堂について	コロナでなかなか、色々な方との交流も減少し、子育ても孤立していく中、子育ての相談など、もっと身近にできるようになるといいのかもしれません。（No. 29～32） 子ども食堂など、少しずつ、再開できるといいかもしれないですね。	①すでに取り組んでいる	子ども食堂および配食・宅配	子ども食堂では、地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供するとともに、家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる取組を実施しています。また、社会福祉協議会では「子ども食堂ネットワーク」事務局として、区内の子ども食堂の取組を支援し、取組に必要な情報や研修等を実施しています。	福祉推進課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標1(2) ①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	子育て相談、子ども食堂について	コロナでなかなか、色々な方との交流も減少し、子育ても孤立していく中、子育ての相談など、もっと身近にできるようになるといいのかもしれませんが。(No.29~32) 子ども食堂など、少しずつ、再開できるといいかもしれないですね。	①すでに取り組んでいる	子育てひろば事業	区内20か所ある子育てひろばにて、保護者同士の交流や子育て相談等により、育児不安軽減を図っています。 引き続き保護者に寄り添い、孤立化を防ぐ取り組みを進めていきます。	子育て支援課
			①すでに取り組んでいる	親子ひろば あいあ	親子の遊びのひろば、園庭開放、親子スクール(親子体験教室、昔遊び、お話し)、子育て・発達相談等を行っている。	学務課
			①すでに取り組んでいる	子どもに関する総合相談	令和2年4月に区児童相談所を開設し、子どもに関するあらゆる相談を受け、必要な支援につなげています。また、コロナ禍では、LINE相談や支援が必要な家庭への訪問に代えて電話訪問を行うなど、手厚い対応に努めました。	児童相談所相談課
目標1(2) ②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	産後の支援について	目標1(1)②について ハローベビー教室はコロナ禍の中、開催は難しいと思うが、産後うつや孤立化防止のため、周知広報や働きかけを産婦人科医院や小児科、心療内科へ依頼するのはいかがか。	①すでに取り組んでいる	ハローベビー教室Web版配信 周産期医療連絡会 個別支援の連携	①ホームページ上にハローベビー教室Web版を配信 ②周産期医療連絡会開催により近隣の医療機関と関係者による情報共有など連携強化 ③個人的な要支援ケースの連携支援	健康サービス課 (健康サポートセンター)
目標1(2) ②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	就労における男女共同参画について	就業における男女共同参画については、女性が「管理職に就きたくない」といったデータも出ておりますので、管理職に対するイメージや業務内容の改善が重要課題と思われます。 しかしながら女性の起業も増えていることも事実でありますので、雇用されている女性へのサポートが重要と思います。併せて女性のみならず男性の就業イメージの改善を行う事により、自然と女性の管理職に対するイメージも変わって来るのではないかと思います。	③検討課題とする		①意識調査等の実施により、現状の課題を把握し、実効性のある業務改善の方法を検討し、周知広報していきたい。 ②育児・介護休業法改正など、現状のサポート体制について、周知するとともに、企業への働きかけも検討していきたい。 ③男女ともに就業し管理職になる機会を持つことで生じるメリットなどについて適正に周知広報する方法を検討したい。	総務課
			①すでに取り組んでいる	女性へのサポート内容の周知徹底	【イメージ改善】 ・職員へのキャリアデザイン研修の実施と合わせて、実際に管理職の職員から仕事のやりがいや実際の業務内容について伝える場を設けて、イメージを改善していく。 【管理職昇任選考】 ・育児休業取得中でも受験可能であることを所属長より確実に周知する。 ・昇任後であっても仕事と育児や介護を両立するための休暇等の制度は当然利用可能であることをアピールすると共に、男性の育児取得や子の看護休暇対象年齢拡大など、両立しやすい環境や制度が拡充されていることも確実に周知する。	職員課
目標1(2) ③女性の活躍推進	就労における男女共同参画について	体感的には、創業支援や就職支援についての情報が身の回りに届いているとは言えない。また、江戸川区は「できるなら、お子さんが小さいうちはゆっくり家で見てあげて」という雰囲気がまだまだ強く感じられ、保守的なイメージがあるように感じる。	①すでに取り組んでいる	女性の再就職支援セミナー	ハローワークや東京しごとセンターと共催している女性の再就職支援セミナーについて、広報えどがわのほか、区ホームページや区公式SNSでも情報を発信している。 今後、新たなメディアが使用可能となった場合は、速やかに新メディアでの情報の展開を検討していく。  育児中の女性の就業イメージ改善については、今後の検討課題としたい。	総務課
			⑤その他(質問への回答等)	就労支援の情報発信・女性向け就職セミナーの開催	①区内施設やハローワーク木場などの外部施設、駅スタンドへのチラシの掲示、広報えどがわへの掲載、ホームページなどでの広報を引き続き行い、情報をお届けできるように実施していく。 ②引き続き女性の就職に関するセミナーを行い、女性が就労しやすい環境作りに貢献したい。	地域振興課
			③検討課題とする	○区ホームページ ○地域金融機関との連携	○ホームページで制度を周知します。 ○創業支援融資の扱いや、創業塾の開催など地域の金融機関と連携して支援制度を周知していく。	産業経済課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標1(2) ③女性の活躍推進	就労における男女共同参画について	体感的には、創業支援や就職支援についての情報が身の回りに届いているとは言えない。また、江戸川区は「できるなら、お子さんが小さいうちはゆっくり家で見てあげて」という雰囲気はまだまだ強く感じられ、保守的なイメージがあるように感じる。	①すでに取り組んでいる	ひとり親相談室すずらん	①ひとり親家庭の方に役立つ「求人情報」や「セミナー・講習会情報」を月2回メールマガジンを配信している。また、児童扶養手当の手続き書類を送付時に、ひとり親相談室すずらんのリーフレットを同封し周知している。 ②ひとり親を対象に就労に結びつきやすくするための「パソコン講習会」、「資格取得セミナー」を実施した。育児中の女性も参加しやすいように動画配信しテキストは郵送した。 「パソコン講習会」 パソコンの使い方、Excel・Wordの基本操作などの基礎を学ぶ基礎講座（年2回）と、Excelのデータベースや関数を学ぶ中級講座（年1回）の動画を配信。希望者にはスクリーニングを実施。 「資格取得セミナー（年1回）」 看護・介護・保育など福祉の仕事を中心に、就業に結びつきやすい資格の紹介と取得するための経済的な支援の制度を動画で解説した。  ひとり親相談室すずらんでは、「育児中の就労」という視点だけではなく、子どもが独立した後のライフプランやキャリア形成を考えて、「長く働ける仕事」や求人の多い仕事についてアドバイスをしている。 そのための職業訓練をはじめとするさまざまな職業能力開発の施策の情報提供をしている。	児童家庭課
目標1(2) ③女性の活躍推進	就労における男女共同参画について	自力での起業はハードルが高いため、昨年度法制化された労働者協同組合を推進してはどうか。組合という形で複数人で起業し自分で働くという組織で、労働条件は自分たちで決めるため、育児中や介護中の人でも就業できるという利点があるそうで、注目されている。区が説明会を開いたり、設立支援を行うなどすれば、就業や、それをきっかけとしたさまざまな社会参画につながるのではないかと。	⑤その他（質問への回答等）	○専門家相談	○区内事業者として、法人設立、事業計画策定など専門家相談の支援を実施する。	産業経済課
目標1(2) ③女性の活躍推進	就労における男女共同参画について	資格取得の支援を拡充するのはどうか。「就職するためにまず資格が欲しい」と考えている人が周囲に多い。少しでも早いうちに資格取得についての情報に触れる機会があるといいと思う。	⑤その他（質問への回答等）		資格取得に関するチラシ等周知するため配置いたします。	産業経済課
			①すでに取り組んでいる	・ひとり親相談室すずらん ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親を対象に就労に結びつきやすくするための「資格取得セミナー」を実施。 「資格取得セミナー（年1回）」 看護・介護・保育など福祉の仕事を中心に、就業に結びつきやすい資格の紹介と取得するための支援の制度を解説する内容を配信。育児中の女性も参加しやすいように動画配信しテキストを郵送した。 ひとり親相談室すずらんでは、「育児中の就労」という視点だけではなく、子どもが独立した後のライフプランやキャリア形成を考えて、「長く働ける仕事」や求人の多い仕事についてアドバイスをしている。 そのための職業訓練をはじめとするさまざまな職業能力開発の施策の情報提供をしている。  ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施。 ひとり親が厚生労働省の指定した職業能力開発のための講座を受講し、経済的自立の促進が図られる場合に受講費用の一部を修了後に支給している。 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施。 ひとり親が看護師などの国家資格等を取得するために養成機関に修学している場合、生活費等を支給している。	児童家庭課
目標1(2) ③女性の活躍推進	就労における男女共同参画について	男女共同参画社会の実現に於いては、男女が共に育児の家庭内バランスを執り、男女平等な就労条件の環境整備を早期整える。例えば、学業を終えて最初の就労経験を出来るだけ生かすような職場のリストアップに依る整備や資格の再教育環境の充実の場。	①すでに取り組んでいる	女性の再就職支援セミナー	ハローワークや東京しごとセンターと共催し、再就職支援セミナーを託児付きで実施している。  また、セミナーの際にマザーズハローワーク（子ども同伴で就労相談できる窓口）の情報提供もしている。	総務課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標1(2) ③女性の活躍推進	就労における男女共同参画について	男女共同参画社会の実現に於いては、男女が共に育児の家庭内バランスを執り、男女平等な就労条件の環境整備を早期整える。例えば、学業を終えて最初の就労経験を出来るだけ生かすような職場のリストアップに依る整備や資格の再教育環境の充実の場。	⑤その他（質問への回答等）	②ハローワークの実態 ③東京都立城東職業能力開発センターの実態	②ハローワーク木場において、仕事と家庭が両立しやすい求人者の確保に取り組むとともに、子育て等しながら就職を希望する方への専門コーナーとして、船堀駅前の船堀ワークプラザにマザーズコーナーを設置し、就職支援に取り組んでいる。同コーナーでは、再就職に向けた各種セミナーの実施や、一人ひとりのニーズに応じた担当者制によるキャリアコンサルティングを通じて、これまでの就労経験等も踏まえた職業選択についてのアドバイスを行い、希望に沿った求人情報の提供や職業紹介を行うなどの支援を行っている。 また、ハローワークインターネットサービスにより、職種や勤務地、勤務時間等、希望に沿った最新の求人情報を自宅でも検索、閲覧することができるほか、検索した求人について同コーナーで電話による職業相談、職業紹介も実施している。  ③東京都立城東職業能力開発センター江戸川校において、求職や転職を希望している方に向けて、職業に必要な知識、技能を身につけるための訓練科目が設けられており、科目に応じて多種多様な資格取得支援を実施している。	地域振興課
目標2(1) ①男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	男女共同参画の視点に立った意識啓発について	No41について資料②に書かれている「教育者側」とは、教員のことか？教員に限らず、保護者や親族の意識にも差があるのではないか。	①すでに取り組んでいる	保護者への啓発	（区立保育園） 園長会や保育園の中では共通認識を持って男女共同参画を大事だと思っている。また、保護者に対しての発信方法は検討している。	保育課
目標2(1) ①男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	男女共同参画の視点に立った意識啓発について	小学校や中学校での教育は特に大切であると思います。この時期に思いや考えを適切に言語化できる力を養い、互いの意見を確認・尊重し合えるような教育をしていただきたい。	①すでに取り組んでいる	・代表校による「人権メッセージ」での発表（毎年） ・代表校による「人権の花」運動への参加（毎年） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（毎年）	・人権擁護委員会が主催する「人権メッセージ」「人権の花」運動、及び作文コンテストに参加し、情意面だけでなく、自身の考えや思いを表現できる場をつくっている。	教育指導課
目標2(1) ①男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	男女共同参画の視点に立った意識啓発について	No.41学校教育の場でも子供達は特に男女の差別を感じることなく学習・生活が行われていると考えます。その分、社会に出たときに男性優位、女性の不利益を感じ驚くことが度々あります。現実社会とのギャップを埋めていく働きかけをお願いしたいです。	①すでに取り組んでいる	・各学校における特別活動 ・チャレンジ・ザ・ドリーム	・学級会・生徒会・委員会・行事における男女共同参画について適宜指導を行っている。 ・「チャレンジ・ザ・ドリーム」（職場体験）における事前学習において、男女共同参画について学ぶ機会を設けている。	教育指導課
目標2(1) ①男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	男女共同参画の視点に立った意識啓発について	多様な意味がありますが、時代劇や実際に江戸時代では「女性は男性に従わなければならない」時代があったことは事実です。そのような文化があったため、男女共同参画を進めていくためにはイメージや固定観念の払しょくが不可欠です。幼い頃から男女共同参画の教育を行なっていくことが重要です。	①すでに取り組んでいる	保育を通じた子ども達への意識づけ	（区立保育園） 保育を行う中で、保育者が『男の子だから・女の子だから』という言動をしない。また、活動の中でも性別によつての役割分担や、色の決定（男の子は青、女の子は赤など）はしない。	保育課
			①すでに取り組んでいる	・各学校における特別活動 ・チャレンジ・ザ・ドリーム	・学級会・生徒会・委員会・行事における男女共同参画について適宜指導を行っている。 ・「チャレンジ・ザ・ドリーム」（職場体験）における事前学習において、男女共同参画について学ぶ機会を設けている。	教育指導課
目標2(1) ①男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	男女共同参画の視点に立った意識啓発について	男女共同参画社会の早期実現に於いては、まずは家庭と地域から男女が共に役割分担のバランスを執り通例の慣れ、いわゆる習慣性の充実を図る。	①すでに取り組んでいる	①ワーク・ライフ・バランス講座 ②男性向け料理講座	ワーク・ライフ・バランス講座や男性向け料理講座の実施により、男性の家事参画を促している。  今後は、料理のみに限定せず男性の家事講座を拡充したり、企業へのワーク・ライフ・バランスの働きかけを強化することにより、男女が平等に家庭や地域に参画できるよう意識改革を図っていきたい。	総務課
目標2(1) ①男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	男女共同参画の視点に立った意識啓発について	男女それぞれの教育、青年期、壮年期の過程に於いての状況で、其々の理解度の差をなす教育や活性化の場所や環境が欲しい。例えば、区や地域・町での男女オール参加型での行事を通して、分担意識の高揚等を図る。	①すでに取り組んでいる	①男女共同参画週間記念講演会 ②男女共同参画週間の広報 ③情報誌の発行	①毎年、男女共同参画週間を記念した働き方改革や女性活躍推進の講演会を開催し、老若男女問わず参加していただいている。 ②男女共同参画週間について広報えどがわや区公式Facebook、Twitterなどで男女共同参画の啓発広報を実施している。 ③男女共同参画啓発のための情報誌「カラフル」を発行し、区内公共施設に配架したり、区ホームページに掲載し周知啓発している。	総務課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標2（1） ① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	男女共同参画の視点に立った意識啓発について	学校教育を通して、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を幼児・児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を適正に推進していく。	人権教育推進委員会 会長からの参考意見			教育指導課
目標2（1） ① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	男女共同参画の視点に立った意識啓発について	社会科、家庭科などの教科指導だけではなく、特別の教科 道徳、外国語活動・英語科、総合的な学習の時や特別活動の指導においても、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念に立って指導する必要がある。広い視野から確かな理解を促し、判断する力を養っていく。	人権教育推進委員会 会長からの参考意見			教育指導課
目標2（1） ① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	教職員に対する人権教育研修について	(No.44) 効果が不明である。研修を受けた教員が各学校でどのように研修内容を生かしているのか、フィードバックの制度はあるのか。「研修会場では寝ている人が何人もいた」という話を聞き、取組みの効果に不安を感じた。	③検討課題とする	人権教育だより「しあわせ」の発行	・教育指導課主催の人権研修の内容を人権教育だより「しあわせ」にて全教職員に周知している。 ・効果検証等については今後の検討課題とする。	教育指導課
目標2（1） ① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	教職員に対する人権教育研修について	教育者側の男女共同参画に関する理解度および促進へのモチベーションの差が学生へ教育を実施する際にばらつきを生んでしまうと考えられる。将来的な理解の深化に向け、「教育者の教育」に力を入れることが必要ではないか。教育者への研修実施に留まらず、教育者の評価制度の一部として本項を追加、評価者は組織の人材ではなく、外部の第三者機関から登用し、正当に評価を行う事で、教育者側の理解度、モチベーション向上につながるのではないかと考える。また教育者への研修および学生への教育はオンライン（ライブ配信等で地域一括実施も検討可）でもよいので、早急に実施すべきではないかと考える。	①すでに取り組んでいる	①学校評議員や保護者による学校教育の点検の実施 ② ・人権教育研修の実施（年4回） ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加	①全校毎年数回、学校評議委員会や保護者から学校の教育活動全般に関する評価を行っている。 ②教育指導課及び東京都の研修会を実施している。	教育指導課
目標2（1） ① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	教職員に対する人権教育研修について	学校での教育では男女の差をなくし教育をするようになっていと感じます。 私の小・中学時代は男子は技術、女性は家庭科と差別のある教育でした。その当時は何の疑問も感じていませんでしたが、このような教育が家庭の中における役割を根付かせていたのかと感じます。 私の年代の子育ては、心の中で矛盾を感じながらも、「こんなもんだ」と割り切るしかなく、父親・母親の家庭の役割を子供がみて育つのですから、現在30代の私の子供たちにも悪影響を与えてしまったと反省します。 教育者が男女の固定観念をなくす意識を真に持てるかどうか問われると思います。 教育者のための教育で意識改革が必要です。 私は特に男性の意識が乏しいのではと感じてしまいます。 家庭の中の暮らしぶりをみるとわかります。女性は役割分担に不満を持ちながらも、男性の意識改革にエネルギーを注ぐことに疲れ、諦めてしまっていることが多いと感じます。退職後に生活能力のない夫が困った状況になっていることが多くあります。当然、妻にも責任があると思います。	①すでに取り組んでいる	保育士の資質向上	（区立保育園） 子どもの人権についての職場研修を実施している。その中で保育者は『男の子だから』『女の子だから』という言葉をしなない、性別による活動や色の決定をしなないなど、具体的に伝えている。また、園長会でも討議する機会がある。 各保育園では全職員で共通認識を持ち、保育を行っている。	保育課
			①すでに取り組んでいる	・人権教育研修の実施（年4回） ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加	・教育指導課及び東京都の研修会を実施している。	教育指導課
目標2（1） ① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の促進	教職員に対する人権教育研修について	(No.41) 男女共同参画の視点についての教育者側の意識の差をなくすための、具体的な取組みが挙げられていないことが気になる。現状では教師や校長の裁量に全面的に委ねられており、保護者としては「当たり、外れ」の世界である。その学校、そのクラスごとに「このような発言は問題ではないか」「こういう取り扱いには注意すべき」という保護者の声があるはずなので、それを吸い上げて問題を可視化するシステムを作るべき。	①すでに取り組んでいる	保育士の資質向上	（区立保育園） 子どもの人権についての職場研修を実施している。その中で保育者は『男の子だから』『女の子だから』という言葉をしなない、性別による活動や色の決定をしなないなど、具体的に伝えている。また、園長会でも討議する機会がある。 各保育園では全職員で共通認識を持ち、保育を行っている。	保育課
			①すでに取り組んでいる	・学校評議員や保護者による学校教育の点検の実施 ・人権教育研修の実施（年4回） ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加	・全校毎年数回、学校評議委員会や保護者から学校の教育活動全般に関する評価を行っている。 ・教育指導課及び東京都の研修会を実施している。	教育指導課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標2(1) ② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進	性教育について	No.47人口動態からも出生率低下は非常に大きな問題です。中学生・高校生に対する性教育を行っていただいておりますが、その中で「女性の出産可能な年齢は限定されていること」を学習するというのはどうでしょうか。出産は女性だけの問題ではなくパートナーとともに考える必要があり、その基礎知識を学生のうちに身につけて欲しいです。ひいては、適正年齢での妊娠出産が可能となれば、と考えます。	③検討課題とする			地域保健課
			⑤その他（質問への回答等）	性に関するモデル授業（東京都教育委員会）	・教員だけでなく外部指導者（産婦人科医や助産師）による性教育をモデル的に開始している。実践例を増やし、全校に広めていくようにしていく。	教育指導課
目標2(1) ② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進	性教育について	(No.47) 性に関する授業が中学校で実施できるようにするとあるが、小学校でも実施するべきではないか。性教育は偏見や誤解が生まれる前、できる限り低年齢で行うのが効果的であり、また近年はインターネットやその利用端末の発達により、低年齢の子どもが性に関する誤った情報に触れる機会は増大している。	③検討課題とする	性に関するモデル授業（東京都教育委員会）	・性に関する指導は、学習指導要領に基づいて、児童・生徒の発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら進めるものであり、各小・中学校において実施している。 ・中学生を対象とした授業は、学習指導要領の範囲を超える内容に関する授業であり、東京都教育委員会のモデル校として実施したものである。このことについては、今後、内容を精査し、小学生にも指導できる内容を研究していく。	教育指導課
目標2(1) ② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進	同性パートナーシップ制度について	(No.45) 同性パートナーシップ制度の開始は画期的だと思う。制度利用者数の多寡ではなく、少数者の人権の保護・配慮を自治体が公的に認めるということ自体が人権意識の向上につながると思う。当然、利用しやすい制度へと都度改善していくことも必要。子どもを持つ同性カップルに対するファミリーシップ制度や、他区・他県の同様の制度との互換性を持たせることなどによって、さらに利用しやすく、また生活上の不利益や差別偏見の解消につながると思う。	③検討課題とする	同性パートナー関係申出書受領証の交付	同性パートナー関係申出書受領証の交付については、利用状況や他自治体の状況を注視し、制度の改善を検討していきます。	総務課
目標2(1) ② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進	性教育について	No. 47 親だと、なかなか教えられないこともあるので、学校とかで取り組んでもらえるのは、とてもいいことだと思います。実施できる学校が増えるといいと思います。	⑤その他（質問への回答等）	性に関するモデル授業（東京都教育委員会）	・教員だけでなく外部指導者（産婦人科医や助産師）による性教育をモデル的に開始している。実践例を増やし、全校に広めていくようにしていく。	教育指導課
目標2(1) ③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進	LGBTQの支援	前回計画ではLGBTQの解説がなかった。今回は用語集等の詳しい説明をつけてほしい。また、学校等に相談窓口を設け、当事者だけではなく、周辺の子たちも相談できる窓口の紹介をしてほしい。	②取り組む予定がある	①男女共同参画推進計画での用語解説掲載検討 ②都「性自認・性指向に関する相談」	①計画への用語解説掲載を検討したい。 ②相談窓口について、情報誌に掲載し区内公共施設に配布し、また区ホームページにも掲載している。	総務課
			①すでに取り組んでいる	①学校には説明済み ②全教職員	②学校の相談窓口は、主に担任やスクールカウンセラー、養護教員が担っている。	教育指導課
目標2(1) ④ 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進	思春期前の男女共同参画教育について	非常にデリケートな問題を含んでいる。思春期前に教育してほしい。	①すでに取り組んでいる	・指導計画を基にした人権教育の実施	区立幼稚園、区立小学校、区立中学校では全校で「人権教育の全体計画」を毎年作成し、日常的な指導や教育課程において実施している。	教育指導課
目標2(1) ④ 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進	思春期前の男女共同参画教育について	小学校の時点から取り組んでほしい。制服の改定を行っている中学校もあり、学校の名簿も男女混合のあいうえお順になってきている。今後も推進してほしい。	①すでに取り組んでいる	①指導計画を基にした人権教育の実施 ②制服改訂や男女混合名簿の作成	①区立幼稚園、区立小学校、区立中学校では全校で「人権教育の全体計画」を毎年作成し、日常的な指導や教育課程において実施している。 ②制服の見直しや男女混合名簿の作成については、各学校に依頼済み。	教育指導課
目標2(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	地域防災力の向上について	No.49. 54. 55防災や地域活動にとどまらず、政策・方針決定過程への女性の参画は多様性・共生社会の実現のためには必須と考えます。	①すでに取り組んでいる	地域防災計画への記載	地域防災計画では、計画の前提として、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、子どもなど男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していくことを明記している。 今後も政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、多様性・共生社会の実現に向けた防災を進めていく。	防災危機管理課
目標2(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	地域活動における多様な性配慮について	213（人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進）で多様性について言及されている。2-2（地域活動への男女共同参画による活性化）にも多様な性に配慮した方向性があるのもよいのでは。	③検討課題とする	環境をよくする運動	「環境をよくする運動」は、地域住民の方が年齢性別を問わずどなたでもご参加いただける活動です。参加を希望される方には参加方法をご案内するとともに、区民の皆様に広く情報発信できるように、様々な媒体の活用を検討します。	環境課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標2（2） 地域活動への男女共同参画による活性化	地域活動における多様性配慮について	213（人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進）で多様性について言及されている。2-2（地域活動への男女共同参画による活性化）にも多様性に配慮した方向性があるがよいのでは。	①すでに取り組んでいる	公園ボランティア 緑のボランティア 水辺のボランティア	左記ボランティア活動は、年齢性別問わずどなたでも参加できます。また、沢山の方に広く情報発信できるようチラシ、ホームページ、Instagram等で積極的にPRしていきます。	水とみどりの課
			①すでに取り組んでいる	町会・自治会加入促進事業	性別・年齢・障害を問わず地域活動への参加は誰でも可能となっている。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） 地域活動への男女共同参画による活性化	地域活動における多様性配慮について	クオータ制を導入することになるかわからないが、防災等の様々な点で、男女のみではなく、LGBTQの方の参加も明記してほしい。	⑤その他（質問への回答等）	環境をよくする運動	「環境をよくする運動」は、地域住民の方が年齢性別を問わずどなたでもご参加いただける活動です。参加を希望される方には参加方法をご案内するとともに、区民の皆様に広く情報発信できるように、様々な媒体の活用を検討します。	環境課
目標2（2） 地域活動への男女共同参画による活性化	地域活動における多様性配慮について	クオータ制を導入することになるかわからないが、防災等の様々な点で、男女のみではなく、LGBTQの方の参加も明記してほしい。	①すでに取り組んでいる	公園ボランティア 緑のボランティア 水辺のボランティア	左記ボランティア活動は、年齢性別問わずどなたでも参加できます。また、沢山の方に広く情報発信できるようチラシ、ホームページ、Instagram等で積極的にPRしていきます。	水とみどりの課
			①すでに取り組んでいる	町会・自治会加入促進事業	性別・年齢・障害を問わず地域活動への参加は誰でも可能となっている。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	議会等における女性の登用について	3年とか5年などの期限を設定し、女性委員がいない審議会等には女性委員を最低1名にする、女性比率が10%以下の審議会等の女性比率を10%以上にするなど努力を行ってほしい。	③検討課題とする		審議会等は全庁的に設置されており、各会議体により事情も異なるため一律の対応は難しいが、今後、ガイドライン等を策定し、働きかけを行うことで、女性委員の比率を上げていきたい。	総務課
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	議会等における女性の登用について	各分野における指導的地位に占める女性の割合は目標の30%を達成することが厳しいのが現実です。知り合いの大手証券会社の女性管理職と先日話をしたところ「女性管理職は頑張って10%をようやく超えたところ」、とっていました。であれば、公的な機関、審議会、計画策定過程などではクオータ制を導入するなどして女性参画割合を高め、多様性に富んだ政策決定ができる環境を整えて頂きたいです。	③検討課題とする		審議会等は全庁的に設置されており、各会議体により事情も異なるため一律の対応は難しいが、今後、ガイドライン等を策定し、働きかけを行うことで、女性委員の比率を上げていきたい。	総務課
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	町会・自治会活動について	No.49の町会、自治会に若い世帯を加入させたい、ということの前提として、区として町会や自治会に何を期待するのか（災害時を中心となって動いてほしい等）、をまずアピールすべきではないか？	①すでに取り組んでいる	町会・自治会加入促進事業	地域イベントや転入手続き時の機会を捉えて加入促進チラシを配布、及び町会掲示板やSNSを活用して町会・自治会の活動内容を周知することにより地域活動の取組等について周知・啓発している。 また、若い世帯向けにSNS等のツールを活用し地域活動のPRをしていく取組の支援を検討する。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	町会・自治会活動、地域防災について	近年はマンションが多くなった事により、昔のような近所付き合いがなくなり、地域コミュニティが希薄になっています。町会や自治会に加入されない若い世代が多い理由を調査して頂きたいと思います。 「近所付き合いが面倒。町会に入ってもメリットがない」などが多数を占めるのではと考えます。しかしながら、災害時の避難所開設や避難所の運営は地元の町会や自治会が行うなどの直面するであろう具体的内容などを周知することが必要であると思えます。	①すでに取り組んでいる	講演会の実施	児童、生徒、区民向けの講演会を実施し、「隣近所との助け合い」、「自助・共助」が大切であることを啓発している。	地域防災課
			①すでに取り組んでいる	①区民世論調査 ②町会・自治会加入促進事業	①江戸川区民世論調査で、町会・自治会の未加入状況について調査中。 ②地域イベントや転入手続き時の機会を捉えて加入促進チラシを配布及び町会掲示板やSNSを活用して町会・自治会の活動内容を周知することにより地域活動の取組等について周知・啓発している。 引き続き、若い世代に伝わるように町会・自治会のDX化の支援を進めていく。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	地域活動への若い世代の参画促進について	（No.49）確かに周囲の若い世帯で町会・自治会に参加している人の話は聞かない。地域の情報はもっぱらSNSで取得し、ネット上でコミュニケーションをとっている人が多い。ただ、コロナ禍や地域防災を考えた際、身近に支えあえる存在が必要であると考えている人も多いと感じる。SNSやインターネットを通して町会・自治会にアクセスできるルートを作るべきではないか。地域まつりやイベントは開催されれば参加する人は多いだろうが、現状ではコロナ禍で効果が非常に薄まっている。	①すでに取り組んでいる	町会・自治会加入促進事業	・SNSを活用した町会・自治会加入促進事業 ・町会・自治会のデジタル技術活用支援事業 ・町会ホームページ更新に関するアドバイス ・引き続き、若い世代に伝わるように町会・自治会のDX化の支援を進めていきます。	地域振興課・区民課・各事務所

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	地域活動への参画促進について	地域活動への参画に於いては、その活動が自分や家族に必要であると同時に、地域皆の為になる地域貢献意識に繋がる行動の認識を深める。	①すでに取り組んでいる	町会・自治会加入促進事業	町会単位で防災訓練や防犯活動、美化運動などに取り組んでいただくとともに、町会掲示板などを介し区域内への情報発信及び啓発を行っています。 若い世帯に町会・自治会活動（特に防犯・防災活動）の重要性を理解してもらうため、SNS等を活用しながらPRしていくための支援を行っています。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	地域活動への若い世代の参画促進について	地域活動への男女共同参画による活性化という点は、そもそも男女ではなく、若い世代に焦点が当たっているが（男女共同参画による活性化ではなく、若い世代の参画による活性化とすべき）、若者の視点を取り入れられなければ、施策が無駄になってしまうと考えられるので、施策検討・実施の段階では、若者の意見聴取・取り入れることが肝要ではないか。	①すでに取り組んでいる	環境をよくする運動	美化運動や絵画コンクールを通して、若年層に対する環境問題の重要性を啓発し、環境に興味・関心を抱いてもらうための取り組みは、すでに行っております。 そこから一歩進んで若い世代の「環境をよくする運動」への参画に於いての具体的な方法に於いては、幼稚園の保護者にアプローチをするなど有効な手段を研究していきます。	環境課
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	地域活動への若い世代の参画促進について	地域活動への男女共同参画による活性化という点は、そもそも男女ではなく、若い世代に焦点が当たっているが（男女共同参画による活性化ではなく、若い世代の参画による活性化とすべき）、若者の視点を取り入れられなければ、施策が無駄になってしまうと考えられるので、施策検討・実施の段階では、若者の意見聴取・取り入れることが肝要ではないか。	③検討課題とする	公園ボランティア 緑のボランティア 水辺のボランティア	左記ボランティアでは参加年齢層が高く、若者を取り入れることも課題の一つとなっています。大学の単位のためにボランティア活動をしたいたいの問い合わせが増えてきていますが、1回きりであるのが現状です。若者が参加しやすい、参加して楽しい活動を検討していきます。	水とみどりの課
			⑤その他（質問への回答等）	みんなのえどがわ大会議	「みんなで考えよう！目指すなら2100年 こんな江戸川区」で意見を募集し、寄せられた意見を参考に2100年の未来を見据えた長期ビジョン「（仮称）江戸川区共生社会ビジョン」を作成することになっております。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	地域活動への若い世代の参画促進について	現況で、PR活動を実施したところで、町会・自治会・ボランティアへの若い世代の参加率増加を見込むのは難しいと考える。若い世代の参加率を高めたいのであれば、少し極端にはなるが、ある程度強制的な施策（マイナンバーからランダムで選出される等）も検討が必要かと考える。またその場合は各人の貴重且つ有限な時間を消費するわけである為、最低賃金保証等の対価の支払も検討必要ではないかと思われる。その他町会・自治会・ボランティア実施のメリット創出および明確化につき検討して頂ければと考える。	⑤その他（質問への回答等）	環境をよくする運動	「環境をよくする運動」は「自分たちのまちは自分たちの手で」の理念のもと地域活動を行い、様々な問題の解決の一助となってきました。これらの経緯を踏まえ、ご提案方法もあると思いますが、区としては啓発活動や情報提供による自発的な参加を促してまいります。	環境課
			③検討課題とする	公園ボランティア 緑のボランティア 水辺のボランティア	「ある程度強制的な施策」及び「対価の支払」について、左記活動は区民生活を支える身近な公共スペースにおいて、その保全・育成等のために区民が自主的に行うボランティア活動としております。ご提案方法もあるかと思いますが、区としては啓発活動や情報提供による自主的な参加を促してまいります。 「メリット創出および明確化」について上記と同様です。	水とみどりの課
			⑤その他（質問への回答等）		本区の誇る地域力は、町会・自治会をはじめとする各団体の地域への愛着、自分たちの街は自分たちで良くしていこうという心意気が、様々な課題困難を乗り越えるなかで培われてきました。これらの歴史的な経緯を踏まえ、町会・自治会活動の強制化等は本区には馴染まないものと考えております。なお、若い世代がより積極的に参加できるように引き続き取り組んでいきます。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	ボランティア活動について	(2) ①地域における男女共同参画の推進 ボランティア活動は、若い世代で興味を持っている者は多いと思う。大学では、ボランティア活動をすることで、単位を取得することができる場合もある。地域のボランティア活動は、地味であり、参加年齢層が高いこと、仕事や家事育児などにより時間を割くことが難しいこと、せっかくの自分の時間を好きに使いたいことなど原因はあると思う。都のアンケート結果を拝見すると、「参加方法がわからない」や「参加したい活動がない」「参加したい活動がない」など参加しようという気持ちがある者は多く、区として「どのような活動ならば参加したいか」などを調査してみることは必要と思う。また、時間はかかるかもしれないが、小学生を対象に授業の一環として、ボランティア活動に参加してもらい、学ぶことにより関心を持ってもらえば、その中から将来積極的に参加する者が出てくると思う。小さいころの教育は必要。なお、私はチラシやポスターでの募集を全く知らなかった（気づかなかった）。	⑤その他（質問への回答等）	環境をよくする運動	①若い世代で「参加方法がわからない」人に関しては、今後ツイッターやインスタグラムといったSNSを利用した情報発信の方法を検討します。 その中で、「参加したい活動内容」などの意見を取り入れられる方法を研究していきます。	環境課
			③検討課題とする	公園ボランティア 緑のボランティア 水辺のボランティア	①「参加方法がわからない」については、チラシの作成やホームページ、インスタグラム等でPRしていきます。 「参加したい活動がない」に対し「どのような活動ならば参加したいか」などの調査については検討していきます。 ②現在、左記ボランティア活動を一部の小学校で実施しています。今後、参加小学校が増えるよう、またその活動が子供たちの将来のボランティア活動へ繋がるよう工夫、検討していきます。	水とみどりの課
			①すでに取り組んでいる	ボランティア活動	・各学校において、地域清掃を主にしたボランティア活動を実施している。ボランティア活動は、自発的な活動のため、指導者である教員がボランティア活動の意義や地域を愛する郷土愛等を丁寧に指導していく必要があると考える。	教育指導課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	ボランティア活動について	(2) ①地域における男女共同参画の推進 ボランティア活動は、若い世代で興味を持っている者は多いと思う。大学では、ボランティア活動をすることで、単位を取得することができる場合もある。地域のボランティア活動は、地味であり、参加年齢層が高いこと、仕事や家事育児などにより時間を割くことが難しいこと、せっかくの自分の時間を好きに使いたいことなど原因はあると思う。都のアンケート結果を拝見すると、「参加方法がわからない」や「参加したい活動がない」「参加したい活動がない」など参加しようという気持ちがある者は多く、区として「どのような活動ならば参加したいか」などを調査してみることは必要と思う。また、時間はかかるかもしれないが、小学生を対象に授業の一環として、ボランティア活動に参加してもらい、学ぶことにより関心を持ってもらえば、その中から将来積極的に参加する者が出てくると思う。小さいころの教育は必要。なお、私はチラシやポスターでの募集を全く知らなかった（気づかなかった）。	⑤その他（質問への回答等）		①一部の地域でボランティア活動に関するアプリを試験的に進めております。その状況を見ながら、どう周知し展開していくかを検討いたします。 ②小学生のボランティア活動として、学校周辺の清掃活動や少年野球チームによる廃品回収などに参加しております。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	ボランティア活動について	性別を問わず積極的に公共事業、ボランティアに参加する人々を分け隔てなく受け入れる社会の実現を目指したい。	①すでに取り組んでいる	環境をよくする運動	「環境をよくする運動」は、地域住民の方が年齢性別を問わずどなたでもご参加いただける活動です。参加を希望される方には参加方法をご案内するとともに、区民の皆様に広く情報発信できるように、様々な媒体の活用を検討します。	環境課
			①すでに取り組んでいる	公園ボランティア 緑のボランティア 水辺のボランティア	左記ボランティア活動は、年齢性別問わずどなたでも参加できます。また、沢山の方に広く情報発信できるようチラシ、ホームページ、インスタグラム等で積極的にPRしてきます。	水とみどりの課
目標2（2） ① 地域活動における男女共同参画の推進	ボランティア活動について	性別を問わず積極的に公共事業、ボランティアに参加する人々を分け隔てなく受け入れる社会の実現を目指したい。	①すでに取り組んでいる	地域との連絡調整、地域活動への支援、	これまでも地域活動を希望される方には、町会・自治会をはじめとする地域活動の窓口をご案内するなど地域との連絡調整に努めてきました。引き続き、豊かなコミュニティが形成されるように地域活動への支援を行っていきます。	地域振興課・区民課・各事務所
目標2（2） ② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	地域防災計画について	No.55に避難所運営部長という役職が書かれているが、それが「関係部署」なのか？部長、副部長でなく、男女一人ずつ選んでほしい、という依頼にすべきではないか。	①すでに取り組んでいる	①地域防災計画への記載 ②避難所運営マニュアルへの記載 ③他部署や関係機関への呼びかけ	No55に記載の「関係部署」は避難所運営部長ではなく、庁内の部署。 また、避難所運営マニュアルでは役職に関係なく、避難所開設に係る各班や組員の選出の際にも意見や考え方の偏りが生じないように男女の比率を考慮して行うようにすると明記している。	防災危機管理課
目標2（2） ② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	地域防災力の向上について	防災について不安に思っている人が周囲に多い。「ここにはダメです」の水害時の防災の宣伝は非常にわかりやすく、また正直で誠実さを感じると評判であったがやはりセンセーショナルで、なんとなく怖いというイメージが強い。災害時に具体的にどうすればいいのか、というところまで考えられている人が少ないためだと思うので、今後も講習会やチラシなどでの防災広報に力を入れてほしい。	①すでに取り組んでいる	①防災講演会の実施 ②防災パンフレット・防災マンガの作成 ③区ホームページ・広報紙等での情報発信	区民や事業者などに対して防災講演会（出前講座）を実施しております。また、防災に関する情報は、パンフレットの作成や、区ホームページ・広報紙などへの掲載により、多くの方の目に触れるよう周知を図っている。 今年度からは防災マンガの作成も始め、年齢などに関係なく、誰もが防災知識を習得できるよう取り組んでいるところではありますが、今後も様々な方法で情報を発信し、誰一人取り残さない防災を推進していく。	防災危機管理課
目標2（2） ② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	女性の視点を取り入れた避難所運営について	明日にでも起こりうる災害に対応するため、女性の視点を取り入れた訓練や避難所運営は必要である。災害時の人権問題アンケートの回答にはなかったが、避難所での女性の安全を守る警備体制などは、早期に検討すべきと思う。 また、避難所運営協議会未設立の避難所を公表し、早期立ち上げを支援する必要がある。準備をしていますが実際には思うようにならないことは多々あるはずだが、運営協議会を立ち上げ、準備有り無しでは避難スタート時の対応が大きく異なる。 なお、避難所運営協議会には、どのような方が参加し、避難所ごとに話し合われ決められたことの内容を是非知りたいし、話し合われた事項などを途中経過として区民に周知してほしい。	①すでに取り組んでいる	①災害時協力協定の締結	ALSOK（総合警備保障株）と「避難所等における警備業務に関する協定」を締結しており、暴力騒動や性犯罪、窃盗などを未然に防ぐため、避難所等における常駐警備や巡回警備を実施する。	防災危機管理課
			①すでに取り組んでいる	避難所運営協議会の推進	避難所運営協議会では、区のホームページに公表している避難所開設・運営マニュアルに沿って、女性の安全を守る警備体制を含め、様々な課題について協議していきます。 設立状況、協議の進捗状況は地域の実情によって異なりますが、引き続き避難所運営協議会を支援していきます。	地域防災課
目標2（2） ② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	女性の視点を取り入れた避難所運営について	(No.54) 女性の視点を取り入れた避難所の運営について協議を継続するとあるが、実際に避難所の運営の様子を見たり体験したりする機会があるといいと思う。	①すでに取り組んでいる	避難所運営協議会の推進	避難所運営協議会の中には、地域住民が参加する避難所運営訓練を実施しているところもあります。個々の避難所運営協議会の進捗状況に応じ、今後こういった取り組みが広がるよう支援してきます。	地域防災課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標2（2） ② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	地域防災力の向上について	10年前に江戸川区に転居してきましたが、私の住むマンションは自治会等がありません。隣近所に住む住民との交流はごく一部の人と挨拶を交わす程度です。地域防災については関心を持ちますが、地域の活動に参加したこともなく、活動の情報が届きません。PR活動の強化をしていただきたいです。また、自治会や町会がない地区の支援についてはどのような取り組みがあるのでしょうか。	①すでに取り組んでいる	地域防災活動の周知広報	阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された全体の約8割の方は、近隣の方々により救出されており、当区では自助と共助が大切であることを区民の皆様に啓発している。啓発は主に町会、自治会、PTA、学校、企業等の団体を通じて講演会等の形式で行っており、個人向けにはホームページ、リーフレット等により行っている。また、町会、自治会を中心とした自主防災組織の災害への対応力を強化するため、消防署と連携して地域訓練の支援を行うなど、地域防災力の向上を図っている。さて、ご質問について、お住まいのマンションには自治会がないようですが、周辺の町会に加入できるようであれば検討してみたいかと思いますが、もし、町会がない地域であるならば、自治会や自主防災組織の設立について、管理組合を通じて検討するのも良いかと思えます。災害時には隣近所との助け合いは欠かすことができません。是非ご検討ください。	地域防災課
目標2（2） ② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	公共施設の充実について	様々な情報過多の世の中に於いて、スマホその他の多機能情報機器のおかげで人々の日常は、人の助けを必要としない毎日になりつつあるが、災害等の緊急事態に際してはやはり人々のつながりと協力が必要となる。そのためには、日頃の地域活動への参加はもとより、区民が自然と集える公共施設、例えば公園、区民プール、図書館、児童会館などの施設の拡充は、顔見知りを増やし地元力増強に効果的な案件ではないかと思う。	①すでに取り組んでいる	防災訓練の支援	地域の祭りと同じように、「防災」は地域の方々が同じ方向を向いて取り組むものです。多くの方々が地域の防災訓練に参加し、お互いが顔見知りになれるよう、消防署と連携して防災訓練の支援を行っていきます。	地域防災課
目標2（2） ② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	地域防災に女性の視点を取り入れてほしい	水位が最悪5mの水になるといわれ、垂直避難が必要となり、これまでは考え方を変えなければならない。そのような状況でも女性の視点を取り入れて新しく考えていく必要がある。	②取り組む予定がある	広域避難先の運営方法検討	大規模かつ長期間の浸水が想定される江戸川区では、浸水の起かない区外に広域避難することが重要となります。公的な広域避難先はこれまでお示しできていませんでしたが、本年9月東京都が国立オリンピック記念青少年総合センターと協定を締結し、初めて公的な広域避難先が確保されました。今後広域避難先の具体的な運営方法を検討するにあたっては、区の避難所運営マニュアルと同様、男女の意見や考え方が偏らないよう配慮して進めてまいります。	防災危機管理課
目標2（2） ② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	地域防災のための地域連携強化について	地域の防災力＝地域のつながりの強さだと感じた。（江戸川区では家の近くの職場で働くことも多いので、）職場と家と防災のつながりの視点を持るとよい。	①すでに取り組んでいる	防災訓練の支援	地域の祭りと同じように、「防災」は地域の方々が同じ方向を向いて取り組むものです。多くの方々が地域の防災訓練に参加し、お互いが顔見知りになれるよう、消防署と連携して防災訓練の支援を行っていきます。	地域防災課
目標3（1） 困難を抱えた人への支援	困難を抱えた人の早期発見・早期対応について	「③早期発見・早期対応」を加えてほしい。困難を抱えた人については、（その人の）家庭に入らなければわからず、地域で気付くことは難しい。	①すでに取り組んでいる	なごみの家運営事業など	なごみの家では、来所者本人からの相談のほか、近隣住民からの声などに素早く対応しているところです。また、8050問題など、相談の主体となっている方以外に課題がある場合、課題を整理し、関係各所につなぐなどの対応を行っています。	福祉推進課
目標3（1） ① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	No56は、ワンストップの相談窓口なので、多くの方に広報してほしい。児童扶養手当の申請時や、現況届依頼の際の広報は、していないのであれば行ってはどうか。	①すでに取り組んでいる	ひとり親相談室すずらん	①ひとり親家庭の方に役立つ「求人情報」や「セミナー・講習会情報」を月2回メールマガジンを配信している。 ②児童扶養手当の手続き書類を送付時に、ひとり親相談室すずらんのリーフレットを同封し周知している。	児童家庭課
目標3（1） ① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	No65は、廃止になっているが、どうしてか。補完する別の事業はあるのか。	⑤その他（質問への回答等）		ひとり親家庭学習支援事業については、教育委員会による小中学校における放課後補習事業に集約することで、より多くの子ども達を対象とした学習支援を行うこととしました。	児童相談所相談課
目標3（1） ① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	No. 56：離婚したひとり親世帯では元配偶者からの養育費不払いで生活の予定が苦しくなっている家庭をよく見かけます。離婚時に協議書を策定していなかったり、協議書があっても養育費不払いなどがあり、大きな問題と考えます。他自治体では養育費不払い者への督促や氏名公表などを検討しているところもあると聞いています。江戸川区ではそういった支援は可能でしょうか。	①すでに取り組んでいる	「離婚、DV等」の法律相談	離婚後の生活が困らないように、離婚前の初期段階から養育費や婚姻費用等について弁護士が法律的な助言をしている。 ・月水金曜日（第2水曜は夜間可）…1日3組面接相談 ・第3土曜日…1日6組女性弁護士による面接相談	児童家庭課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標3（1） ①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	ひとり親家庭の経済的困難を抱えている一つの要因として、懸案として挙げられている重点目標1の保育時間制限の影響もあるのではないかと考える。同重点目標の改善が、課題解決に向け寄与すると考えられるので、一旦重点目標1の改善に努めて行けばよいと考える。	⑤その他（質問への回答等）	その他	保育時間の延長のニーズに備え、多くの保育施設で延長保育を実施しています。 なお、保育時間は保護者の就労時間・通勤時間等を考慮し、最大で利用可能な時間内で保育施設が決定します。保育園の開園時間の中で、その世帯に適した保育サービスを実施しています。	子育て支援課
目標3（1） ①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	No. 62, 63：職業訓練の機会を確保し費用補助していただけるのは非常に心強いです。職業訓練は長時間のものもあるので、受講中の子供への保育支援があると、利用率も上がると考えます。ひとり親世帯年収が低いことを考えるとエクセル・ワードなどのPCスキルだけではなく、WEBデザインやプログラミングなどの職業訓練も比較的高収入を得られる職業の選択肢として有効ではないでしょうか。これらの業界では人手不足感が強く、実務経験がなくても採用は可能という企業も多くあります。（IT中小企業の多くは文系大卒の学生を採用し、入社してから育てています。本人の意欲さえあれば中途採用でも条件は同じとっていました）ハローワークで実施している職業訓練コースの区民優先枠などを確保するなどして希望者を推薦できる仕組みはできませんか。また、介護の業界でも人手不足で悩んでいます。資格を取ることでも、様々な働き方が柔軟にでき長く働くことのできる職場ですのひとり親の方にマッチしているのではないかと考えます。	⑤その他（質問への回答等）	東京都立城東職業能力開発センターの実態	①東京都立城東職業能力開発センター江戸川校において、子育て中の女性等を対象に、ご希望の民間の保育施設に子どもを預け入れて訓練が受講できる保育サービスを実施している。 ③貴重なご意見として、東京都立城東職業能力開発センター江戸川校に提案してみます。 ②④東京都立城東職業能力開発センター江戸川校において、講義の中の一項目でプログラミングを扱っている。また、介護業界の資格取得のための科目もあり、多種多様な資格取得支援を実施している。	地域振興課
			①すでに取り組んでいる	・ひとり親相談室すずらん ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	①ひとり親を対象に就労に結びつきやすくするための「パソコン講習会」、「資格取得セミナー」を実施した。育児中の女性も参加しやすいように動画配信しテキストは郵送した。 「パソコン講習会」 パソコンの使い方、Excel・Wordの基本操作などの基礎を学ぶ基礎講座（年2回）と、Excelのデータベースや関数を学ぶ中級講座（年1回）の動画を配信。希望者にはスクリーニングを実施。 「資格取得セミナー（年1回）」 看護・介護・保育など福祉の仕事を中心に、就業に結びつきやすい資格の紹介と取得するための経済的な支援の制度を動画で解説した。 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の拡充を実施。民間資格であるシスコシステムズ認定資格、LPI認定資格を対象資格に加えるとともに、一般教育訓練給付の指定講座で訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格についても令和3年度に限り対象資格として認めている。デジタル分野をはじめとした好条件での就業につながる職業訓練の受講を促進している。 ③職業訓練の区民優先枠の取り扱いは無いが、東京都産業労働局で実施する委託訓練の「受講生募集の案内」を適時受領し相談者に情報提供できる体制を整えている。また相談者が受講を希望する場合には、申込時に提出する「受講申込書」の記入の助言をするなどきめ細かに支援している。 ④ひとり親相談室すずらんではひとり親を積極的に採用していただける企業の開拓をしており、介護事業者からも求人相談を受けている。相談員は、相談者と企業の求める人物像を両方把握しマッチングしている。	児童家庭課
目標3（1） ①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援 ②困難を抱えた人への支援	困難を抱えた人への支援について	コロナ禍で経済的に困難な人は一層増加し、またより深刻化していると考えられる。ひとり親家庭や経済困難者に対する生活支援や自立支援は多岐にわたっているようだが、今後相談が増加することを見越してより一層体制を充実させる必要があるのではないかと。また、これまでは困難がなかった人が急に支援が必要な状況に陥るケースも増加するのではないかと。SNSでの情報発信やホームページの拡充などにより、支援が必要な人が相談の窓口を見つけやすくするよう工夫してほしい。	①すでに取り組んでいる	・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ・ひとり親相談室すずらん	①ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施。これまでも、ひとり親が看護師などの国家資格等を取得するために養成機関に修学している場合、生活費等を支給し支援を実施してきたところ、今年度に、民間資格であるシスコシステムズ認定資格、LPI認定資格を対象資格に加えるとともに、一般教育訓練給付の指定講座で訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格についても令和3年度に限り対象資格として認めている。デジタル分野をはじめとした好条件での就業につながる職業訓練の受講を促進することで、支援体制の一層の充実を図っている。 ②ひとり親家庭の方に役立つ「求人情報」や「セミナー・講習会情報」を月2回メールマガジンを配信している。 児童扶養手当の手続き書類を送付時に、ひとり親相談室すずらんのリーフレットを同封し周知している。	児童家庭課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標3（1） ①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援 ②困難を抱えた人への支援	困難を抱えた人への支援について	コロナ禍で経済的に困難な人は一層増加し、またより深刻化していると考えられる。ひとり親家庭や経済困難者に対する生活支援や自立支援は多岐にわたっているようだが、今後相談が増加することを見越してより一層体制を充実させる必要があるのではないか。また、これまでは困難がなかった人が急に支援が必要な状況に陥るケースも増加するのではないか。SNSでの情報発信やホームページの拡充などにより、支援が必要な人が相談の窓口を見つけやすくするよう工夫してほしい。	①すでに取り組んでいる	①入学資金の融資あっせん ②木全・手嶋育英資金の給付	①私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。 ②経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
			①すでに取り組んでいる	①くらしごと相談室 ②ホームページからのメール相談	①生活保護に至らない生活困窮者への相談窓口としてくらしごと相談室を生活援護各課に開設している。 ②当初、ホームページからの生活保護相談だけであったが、生活困窮者へのメール相談も開始した。今後も情報発信を拡充したい。	生活援護課
目標3（1） ②困難を抱えた人への支援	困難を抱えた人への支援	新型コロナウイルス感染症により在宅が多くなり、目に見えないところでの問題も多くなっていると思います。貧困・健康は直結し、貧困・暴力は状況により間接的に関係します。どれも中々言い出せない内容でもあることから、どのように周知を行うか今一度検討する必要があると思われます。	①すでに取り組んでいる	①男女共同参画情報誌の発行 ②若年層の性暴力被害予防月間や女性に対する暴力をなくす運動期間や女性に対する暴力をなくす運動期間の周知啓発	①男女共同参画情報誌「カラフル」に、男女共同参画の相談事業としての暴力相談窓口を掲載し区内公共施設にて配布・周知している。また区ホームページでも情報誌を掲載している。 ②若年層の性暴力被害予防月間や女性に対する暴力をなくす運動期間をきっかけに、相談窓口について、広報えどがわ、区ホームページ、展示、区公式Facebook、Twitterなどにより周知している。	総務課
			①すでに取り組んでいる	相談窓口の周知	区ホームページやDVカードの配布（区施設、警察、医療機関等）により相談窓口を周知している。また、区の窓口からDV相談の窓口につながるよう連携した支援を実施している。今後も引き続き周知を図るとともに、関係機関と連携した支援を行っていく。	児童家庭課
目標3（1） ②困難を抱えた人への支援	困難を抱えた人への支援	新型コロナウイルス感染症により在宅が多くなり、目に見えないところでの問題も多くなっていると思います。貧困・健康は直結し、貧困・暴力は状況により間接的に関係します。どれも中々言い出せない内容でもあることから、どのように周知を行うか今一度検討する必要があると思われます。	③検討課題とする			児童相談所 相談課
目標3（1） ②困難を抱えた人への生活支援	ヤングケアラーについて	目標3（1）②について 幼いころから家事や家族の介護・世話をしている子供にとっては、当たり前前の生活になってしまい、ケアを担っているという意識がなく、自身がヤングケアラーと気づいていない子供も多いなど様々な情報がある。 介護のため、寝不足により学校での授業中の居眠りなどで、生活を把握していない教師に注意されるなど弊害も多く、心のよりどころをなくしている児童生徒も多い。 更には、高校大学への進学に時期が重なることも多い。 今後、「ヤングケアラーを把握」し「相談制度」や「ケアへのケア」と「ヤングケアラーの居場所を作る」ことが必要と思われる。	③検討課題とする			児童相談所 相談課
目標3（1） ②困難を抱えた人への支援	困難を抱えた人への支援について	経済困難を抱えた人達、様々な悩みに対する相談支援についてですが、課題からは外れてしまうかもしれませんが、介護の現場で8050問題に直面することがあります。 親が介護を必要とする時期に介護保険の関係者が介入し、8050状況であることを初めて気が付くケースが多いです。 何十年も社会に出られなくなってしまった方を高齢の親が養っているケースでは、どこにも相談できず、家庭内で解決策が見つからず、悩みながら不安を抱えながらの日々が長年続いてきたのかと思うと心が痛みます。 引きこもりが長く続くことを早い段階で防いでいかなければと思うのですが、このようなケースは誰が支援しているのでしょうか。 若者きずな塾は35歳以下の方が対象ですが、35歳以上の方の相談窓口はどこにあるのでしょうか。	⑤その他（質問への回答等）	引きこもり支援窓口	若者きずな塾は引きこもりから脱したが、人とのコミュニケーションが苦手だったり、就職に1歩踏み出せない方の自信回復やコミュニケーションスキル向上のための場である。 引きこもりの支援については、健康サポートセンター・生活援護第一課ひきこもり施策係に相談窓口がある。	地域振興課
			①すでに取り組んでいる	①ひきこもり施策係 ②ひきこもり施策係	①について ・令和3年度よりひきこもり相談員を配置し、ひきこもり状態の当事者及びその家族等への相談業務を行っている。相談業務では、電話、面接、家庭訪問、社会資源との連携等を行っている。 ②について ○就労関係 ・地域振興課就労支援係 ・みんなの就労センター ○相談関係 ・生活援護第一課ひきこもり施策係 ・くらしごと相談室 ・なごみの家	生活援護第一課 （ひきこもり施策担当係）

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標3（1） ②困難を抱えた人への支援	困難を抱えた人への支援	学校教育においても、教材費等一定の負担はかかる。就学援助等の制度はあるものの、保護者負担の軽減を図るために、教材の精選などを行っていく必要がある。	⑤その他（質問への回答等）	私費教材届	毎年、私費教材届を教育指導課に提出してもらい、各学校の副教材の内容を確認している。必要以上の教材を購入していると疑われる場合は、教育指導課から内容を確認し、再度精査してもらっている。	教育指導課
目標3（1） ②困難を抱えた人への支援	困難を抱えた人への支援について	地域の問題なども「向こう三軒両隣など昔の社会のいいところ」を見習いながら地域性を確立していく。	①すでに取り組んでいる	なごみの家運営事業など	ご近所同士の関係が薄れることで、自由で気楽とを感じる反面、いざというとき助け合うことが難しくなっています。なごみの家では、地域の実情に応じた地域づくりの実現に向け、「地域支援会議」の開催を行い、地域住民による地域のニーズを洗い出す等、地域力向上のための支援を行っています。	福祉推進課
			①すでに取り組んでいる	町会・自治会加入促進事業	地域イベントや転入手続き時の機会を捉えて加入促進チラシを配布、及び町会掲示板やSNSを活用して町会・自治会の活動内容を周知することにより地域活動の取組等について周知・啓発しております。また、なごみの家等と連携し、地域課題を協働して解決するまちを目指します。	地域振興課・区民課・各事務所
目標3（2）生涯を通じた健康支援	健康づくりの推進について	学校教育では、園児・児童・生徒の発達段階を考慮して、教育活動全体を通じて健康で安全な生活等の実現を目指している。健康づくりにおいては、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親むための基礎を培い、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう配慮していく。さらに、給食指導等を通じた食育を一層推進していく。	人権教育推進委員会 会長からの参考意見			学務課 教育指導課
目標3（2） ①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	子育て支援について	No.90の訪問員の研修会、連絡会は、オンライン実施を検討してはどうか。	②取り組む予定がある	①赤ちゃん訪問員連絡会 ②赤ちゃん訪問員研修	①連絡会は各サポートセンターごとの実施なので、オンラインではなく感染対策を講じた上で通常実施予定。 ②高齢の方も多いためオンラインではなく、感染対策を講じた上での集合研修を来年度に向けて検討していく。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
目標3（2） ①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	産後ケアについて	産後ケアについては妊娠中の母親学級等を通して、地域住民とのつながりができるかどうか大きなポイントになると思います。同じ世代の友人が地域で一人でも出来たら、悩みの相談も早期にできるかもしれません。母親学級を地域の関りを広げることのできる場であればよいと思います（ランチ会の開催等）。産後、孤立してしまうと自らSOSを出すことができない状況になってしまうのだと思います。気楽に相談できる仲間作りは大切であると思います。	③検討課題とする			健康サービス課 （健康サポートセンター）
目標3（2） ①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	子宮頸がんワクチンについて	No. 95, 97：HPVワクチンの積極推奨はできませんか。各種検診受診率が伸び悩み、健康リスクが上がる中、ワクチンで予防できるものは接種するのも選択肢の一つです。親世代が馴染みのないワクチンなので周知・広報活動が必要と思われる。	⑤その他（質問への回答等）		子宮頸がんワクチンについては、健康サービス課で回答します。	健康推進課
目標3（2） ①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	子宮頸がんワクチンについて	No. 95, 97：HPVワクチンの積極推奨はできませんか。各種検診受診率が伸び悩み、健康リスクが上がる中、ワクチンで予防できるものは接種するのも選択肢の一つです。親世代が馴染みのないワクチンなので周知・広報活動が必要と思われる。	②取り組む予定がある	積極勧奨再開・周知等	国の通知に基づき、積極勧奨再開やワクチンの効果と安全性についても周知等を行っていく。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
目標3（2） ①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	産前産後のケアについて	実際に自身が2020年3月に出産し、産後ケアや乳児健診が受けられなかったり、新生児訪問指導の実施時期や内容の変更を経験した。コロナ禍での生活は、ストレスや不安は増大し、それを解消したり発散したりする方法は制限されるため、産前産後の不安やうつのリスクは深刻化していると感じる。オンライン通話や電話での相談・受診など、コロナ禍でも安心して必要なケアが受けられるような工夫が必要だと思う。	②取り組む予定がある	オンライン相談	訪問や来所ができなくても、お互いの顔を見て信頼関係を築きながら相談ができるようオンライン相談の導入を検討しています。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
目標3（2）①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	産後ケアについて	新型コロナウイルス感染症の影響で産後ケアや新生児訪問指導の件数は減少してしまっている状況とのことだが、病院と連携し、無償でリモート診断・相談等の導入ができないか検討頂ければと考える。	③検討課題とする			健康サービス課 （健康サポートセンター）

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標3(2) ① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	産後ケアについて	妊婦さんや産後は不安な事が多くあると思います。自治体や病院など連携を取り、対応するのも大切かと思ひます。	①すでに取り組んでいる	医療機関との連携	自治体と医療機関をはじめ、妊産婦さんに関わる他の関係機関とも連携をしながら支援を行なっています。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
目標3(2) ② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	健康づくりの推進について	No.100はペアになって組んで踊る、というのは、当分難しいのではないか。また男女をペアにして行う、というのは、ハードルを感じる人も思う。熟年者の仲間づくりや健康づくりの支援というのであれば、他の方法を考えても良いのではないか。	⑤その他（質問への回答等）	誰でも気軽に参加できるリズム運動	社交ダンスをアレンジした運動のため、男性役・女性役に分かれるが、ペアで踊る際の男性足、女性足の選択は自由となっている。組まずに行う一人踊り、体操、脳トレも実施している。なお、コロナ禍は組まずに実施している。	福祉推進課
目標3(2) ② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	地域の交流促進について	男女共同参画社会に於いては、先ず健康維持のためには家庭と地域との交流が必要です。例えば、区のスポーツ施設や多趣味交流センター、地域にある民間企業のフィットネスクラブの参加による友達感覚の拡大。 風通しの良い地域性は、老若男女問はずの地域で社会交流を積極的に取り組んでいく。 例えば、会館での各々故郷郷土料理会や自分の健康管理の自慢披露会など、自分と地域の男女共に覚えあえる心の交流ができる環境づくり	①すでに取り組んでいる		①区民館やコミュニティ会館などを活用して、定期的に婦人団体による健康ダンスなどを実施しています。 ②地域での交流や活動は各町会・自治会で自主的に行っていただいております。今後も活動情報の周知など支援していきます。	地域振興課・区民課・各事務所
目標3(3) ① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	DV防止教育とDV被害者支援について	児童や学生に向けた啓発活動が特に大切であると感じます。誤った知識が根付いてしまうとDVが正当化されてしまう恐れがあります。学校教育を充実してほしいと思ひます。男女交際のルールや自分の意思表示がしっかりとできる男女関係について学んでいただきたい。また、DVや性被害の被害者が男性であることも増えてくることも予想されるので、男性の被害者の救済についてもシェルターの設置が必要であると思ひます。	①すでに取り組んでいる	デートDV予防講座	教育委員会や被害者支援の担当部署と連携しながら、今後も予防に向けた啓発に力を入れていく。	総務課
			①すでに取り組んでいる	保護者の相談を受ける	(区立保育園) 保育園が保護者にとって、何でも相談できる場所になるように信頼関係を築いていく。相談があった場合はDVを受けている保護者に相談機関を提示できるように相談機関の情報を把握しておく。	保育課
			⑤その他（質問への回答等）	②男性被害者支援	江戸川区では東京都が設置・運営しているシェルターを活用している。現在、男性は対象としていない。	児童家庭課
			⑤その他（質問への回答等）	性に関するモデル授業（東京都教育委員会）	・教員だけでなく外部指導者（産婦人科医や助産師）による性教育をモデル的に開始している。実践例を増やし、全校に広めていくようにしていく。	教育指導課
目標3(3) ① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	デートDV防止について	No.105デートDV防止講座の対象に、区内の私立専門学校も含めるのはどうか。中学校・高校の職員や保護者にはデートDVの危険性についてイメージがわきづらく、申し込みにつながらないのではないか。また、オンライン開催なども対応できるようにするのはどうか。	①すでに取り組んでいる	デートDV予防講座	デートDV防止出張講座はオンライン開催に既に対応済みで、区内各学校へも周知済みである。また、区内の一部私立専門学校へも案内を送付している。オンライン開催のほかに、動画や啓発資料を作成し、区ホームページに掲載している。	総務課
目標3(3) ① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	デートDV防止について	No.106DV、デートDVは同性間や、また男性に対しても行われることがあることを周知すべきである。	①すでに取り組んでいる	デートDV予防動画	デートDV防止啓発動画の中で様々な恋愛（同性愛、両性愛）について触れている。今後、さらなる周知を図りたい。	総務課
目標3(3) ① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	DV被害者への支援について	DVIは、身体的暴力だけでなく、性暴力、精神的暴力、経済的暴力、デジタル暴力など、身体の傷や痣で把握できないものが多い。長年DVを受けた者はその生活が当たり前になり、助けてほしいと声を上げることもできず疲弊してしまう。逃げ出すなどの行動をとった者への支援等の取組は、成果を上げていると思う。しかし、声を上げられない・逃げ出せない者への「DVの気づき」と「避難」が必要であり、そのための方策を考えるべきと思う。例えば「①の104の相談カードに、こんなこともDV!と気付かせるための文言を入れる」(既に入っている?)ほか、「被害者からの24時間相談体制」「心療内科などへのサポート協力依頼」などの相談拡充、「サポートセンター」の充実、避難用「シェルター」をNPO法人の協力を得ながら適所に増設などの方策が考えられる。	①すでに取り組んでいる	DV相談カードの発行	①について、DV相談カードに「暴力とは」という欄を設け、精神的、経済的、性的暴力についても記載している。	総務課
			⑤その他（質問への回答等）	②24時間相談体制 ③診療内科などへのサポート協力依頼 ④サポートセンターの充実 ⑤避難用シェルターをNPO法人の協力を得ながら適所に増設	②DV相談+（内閣府）において24時間の電話及びメールによる相談を実施しており、こちらを案内している。 ③区内医療機関にDVカードを配布し、相談窓口案内の協力を依頼している。また、医療機関からDV被害者の情報提供があった際には連携して相談を実施している。 ④配偶者暴力相談支援センター及びDV相談の専用電話を設置し、月曜日から金曜日（9時から17時）の相談対応により被害者支援を実施している。 ⑤江戸川区では東京都が設置・運営しているシェルターを活用している。民間支援団体による被害者支援には、国庫補助金等の施策の情報提供を実施している。	児童家庭課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標3（3） ① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	DV被害者への支援について	No.101友人や知人など、自分や身内ではない人がDVを受けている場合には相談していいのか、どこに相談すればいいのかの周知が不十分だと感じる。DVは虐待と同じように、本人よりも周囲の方が先に気が付くケースも多いのではないか。	①すでに取り組んでいる	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、区ホームページや区公式SNS等にて、各種相談窓口や、身体的暴力以外のDVの説明等について情報を展開している。また、他の啓発講座においても、各種相談窓口を案内している。	総務課
目標3（3） ① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	DV被害者への支援について	No.101友人や知人など、自分や身内ではない人がDVを受けている場合には相談していいのか、どこに相談すればいいのかの周知が不十分だと感じる。DVは虐待と同じように、本人よりも周囲の方が先に気が付くケースも多いのではないか。	①すでに取り組んでいる		区ホームページやDVカードの配布（区施設、警察、医療機関等）により相談窓口を周知している。また、区の窓口からDV相談の窓口につながるよう連携した支援を実施している。今後も引き続き関係機関と連携した支援を行うとともに、周知を図っていく。	児童家庭課
目標3（3） ① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	DV被害者への支援について	DV被害者に対しては、状況を把握しスクールカウンセラー等と連携を図り適切な対応を図っていく。	人権教育推進委員会 会長からの参考意見			児童家庭課 教育指導課
目標3（3） ① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	DV被害者への支援について	DV等の身体的な被害のみならず、モラルハラスメント等の精神的な被害を受けるケースもあると聞くので、幅広い相談を受け付けることができるような相談体制の構築が必要ではないか。	①すでに取り組んでいる		配偶者暴力相談支援センター及びDV相談室では、身体的DV以外のDV被害の相談も受けている。	児童家庭課
目標3（3） ② 暴力防止のための啓発	暴力防止のための啓発	学校教育においても、暴力の根絶に向けて取り組みをしている。根絶に向けて、一人一人の園児・児童・生徒が発達段階に応じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、行動につながるようにする。	人権教育推進委員会 会長からの参考意見			総務課
目標3（3） ② 暴力防止のための啓発	デートDV防止について	児童や学生に向けたデートDVの啓発活動は、展示や講座では限界があると思うので、学校と協力して授業に組み込む必要があると考える。	①すでに取り組んでいる	①デートDV防止講座 ②デートDV防止啓発動画	①区内の各学校に対し、児童・生徒を対象としたデートDV防止講座について案内を行い、申込があった学校にて講座を開催している。 ②区内学校へ動画の案内を送付するとともに区ホームページに掲載し、区公式FacebookやTwitterでも定期的に周知している。	総務課
			⑤その他（質問への回答等）	日常の教育活動	・デートDVのみならず、あらゆるいじめ、暴力はあってはならないことを全ての教育活動の中で全校が実施している。また、いじめ、暴力の未然防止、早期発見・早期対応を各学校には努めてもらっている。	教育指導課
目標3（3） ② 暴力防止のための啓発	安心して歩ける道づくりについて	市中のインフラについては、衛生的で清潔な施設が多くなってきたと思うが、施設の明るさ、照度の足りない施設はないだろうか。今一度点検をお願いしたい。	①すでに取り組んでいる	街路灯維持管理	指定路線については、日々の道路管理の中で適時パトロールを行い確認を行っている。	保全課
目標3（3） ② 複合的な困難を抱えた人の生活支援	相談と支援の連携について	複合的な困難の裏に隠れている違法な長時間労働等の問題もある。相談窓口から支援窓口（警察、弁護士、児相）に直結する仕組みを作ってほしい。	①すでに取り組んでいる	なごみの家運営事業	なごみの家では、子どもから熟年者まで、分野を問わず相談を受け止め、専門機関につなぐなどの機能として「何でも相談」を実施しています。	福祉推進課
			①すでに取り組んでいる	大人のなんでも相談など	違法な長時間労働の問題について相談があった場合には、当センターの法律相談を案内し弁護士に直結する仕組みを整えている。そのほか、東京都の総合労働相談コーナーや東京都ろうどう110番の案内するなど要望に応じて情報提供をしている。相談窓口で児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、児相に通告するよう連携を図っている。DV相談時に被害者の状況に応じて様々な情報提供や相談窓口を案内している。離婚等の法的支援が必要な場合は、区無料法律相談の案内や法テラスの情報提供、安全確保の相談先として警察を案内している。	児童家庭課
			①すでに取り組んでいる		児童相談所では、要保護児童対策地域協議会の仕組みの中で、子どもに関する様々な関係機関等が情報や認識を共有し、連携することにより、支援を必要とする子どもや家庭等の早期発見と適切な保護、支援に努めています。	児童相談所 相談課
			⑤その他（質問への回答等）		児童相談所など区の支援窓口に対しては現在でも直結しているが、警察、弁護士など対外的には支援窓口のご案内などで対応している。 ・警察：生活安全課など ・弁護士：法テラス	生活援護課

カテゴリ	テーマ	区民委員の意見	対応状況（選択式）	具体的な取組み名	具体的な取り組み内容	担当課
目標3（3） ③ 被害者の早期発見・ 早期対応と自立支援	被害者への広報と受け 皿整備について	実際の広報や受け皿を検討してほしい。	①すでに取り組んで いる	犯罪被害者等への対応	警察、被害者支援都民センター、性暴力救援センター・東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報に努めています。	総務課
			①すでに取り組んで いる	①相談窓口の広報 ②相談窓口の整備	配偶者暴力相談支援センター及びDV相談室では、月曜日から金曜日の9時から17時の相談対応により被害者支援を実施している。また、区ホームページやDVカードの配布（区施設、警察、医療機関等）により相談窓口を周知している。また、区の窓口からDV相談の窓口につながるよう連携した支援を実施している。今後も引き続き周知を図るとともに、関係機関と連携しながら相談を実施していく。	児童家庭課
目標3（3） ③ 被害者の早期発見・ 早期対応と自立支援	加害者更生について	加害者は一発アウトとしてはいけない旨の表現を加え、更生の機会も与えるようにしたい。（周囲にもそれを理解してもらうよう広報してほしい。）	③検討課題とする		犯罪被害者支援については、都の被害者支援都民センターについて情報提供するなど取り組んできたが、加害者更生への理解をどのように啓発していくかは、今後の検討課題としたい。	総務課
			⑤その他（質問への 回答等）	加害者プログラムの情報提供	DV被害者の相談時に加害者プログラムの問合せがあった場合は、NPO法人が実施している加害者プログラムや区児童相談所で実施している加害者プログラムの情報提供を行っている	児童家庭課
多文化共生について	多文化共生について	江戸川区は大きいインド人コミュニティが存在する区である。多様性の尊重を考えると、インド人コミュニティの理解・関係促進を区のまちづくりに取り入れてほしい。	③検討課題とする			共生社会推進課
多文化共生について	多文化共生について	江戸川区は外国人居住者が多く、江戸川区の中でコミュニティーを形成していると思われる。しかし、日本語がわからず、学校に行っても理解できず、さらにはいじめを受けるなど、せっかく就学する機会がありながら、はじき出されてしまうことは避けたいところである。 同じ江戸川区民として生活する仲間なのだから、是非とも教師退職者などの協力を得、学習をフォローし相談もできる体制づくりをしてはかがか。	①すでに取り組んで いる	・日本語学級の設置 ・日本語指導員の派遣	・日本語能力が不十分な帰国児童・生徒及び在留外国人児童・生徒が義務教育を受けるにあたって、言葉の障害をスムーズに乗り越えられるように日本語学級を区内5校に設置している。 ・江戸川区立学校・園に在籍する日本語の意思疎通が困難な外国人、帰国幼児・児童・生徒及びその保護者に対し、学校への適応を促進するために、講師を学校に派遣して特別な指導を行っている。	共生社会推進課
			①すでに取り組んで いる	・日本語学級 ・日本語指導員	・日本語能力が不十分な帰国児童・生徒及び在留外国人児童・生徒が義務教育を受けるにあたって、言葉の障害をスムーズに乗り越えられるように日本語学級を区内5校に設置している。 ・江戸川区立学校・園に在籍する日本語の意思疎通が困難な外国人、帰国幼児・児童・生徒及びその保護者に対し、学校への適応を促進するために、講師を学校に派遣して特別な指導を行っている。	教育指導課

「江戸川区男女共同参画推進計画（第2次）」  
見直しに向けての提言  
（案）

令和3年 12月  
江戸川区男女共同参画推進区民会議

# 目次

提言書の位置づけ	1
区民会議で扱った目標と課題	1
I 計画の中間見直しに向けた提言	2
重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	2
重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	5
重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	8
計画の体系・骨子の見直し	12
II 資料	13
1 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱	13
2 提言までの経緯	15
3 江戸川区男女共同参画推進区民会議委員名簿	16

## 提言書の位置づけ

江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）は、第2次江戸川区男女共同参画推進計画（平成29年度～令和8年度）（以下、「計画」という。）の中間見直し及び男女共同参画の推進に係る新たな条例の策定に向けた提言を行うことを目的に、学識経験者、関係団体の代表及び公募区民で構成されている。

区民会議では、「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」「男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」という目標実現に向け、各委員の生活実感や実体験を通して得た所見、専門的な知識などを背景にして、それぞれの課題について意見交換を行った。

この提言書は、区の現状や課題を踏まえ、男女共同参画社会のあるべき姿の実現に向けて、計画の見直し及び新たな条例の策定にあたって盛り込むべき事柄に関する区民会議の意見を集約したものである。

## 区民会議で扱った目標と課題（計画の体系）

### <男女共同参画社会の推進に向けて>

#### 重点目標1

仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題① 就業における男女共同参画の推進

課題② ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

#### 重点目標2

男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題① 男女共同参画の理解促進と教育の充実

課題② 地域活動への男女共同参画による活性化

#### 重点目標3

男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題① 困難を抱えた人への支援

課題② 生涯を通じた健康支援

課題③ すべての暴力の根絶

# I 計画の中間見直しに向けた提言

## 重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

### 課題1 就業における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

本区では、就業における待遇や職務内容等における男女平等の実現に向けて情報の周知を図ってきたが、効果的な成果は十分にでていない状態となっている。また、創業支援やセミナー、就職面接会を行い、起業家ゼミナールは修了生の半数が女性であり、実際に起業を果たすことができた。創業促進助成事業においては女性の利用は少ない状態となっている。

就業における男女平等の実現に向けては、企業への情報周知の強化、創業促進助成事業への女性の参加の促進を行っていく必要がある。

#### 区民委員の主な意見

##### 1 男性中心型労働慣行の改善

- ワーク・ライフ・バランスの推進の妨げになっている要因が、男性中心型労働慣行であり、残業前提の就業環境と考えられる。長時間残業の是正などを含む労働環境の整備が必要であり、今後、意識啓発とともに、中小企業の具体的な取り組みにつながる施策の充実が必要である。
- 中小企業が利用できる信用保証料補助や利子補給の拡充が必要である。
- 男女共同参画に取り組んでいる優良企業に対して区が支援し、新たな採用活動に利点があることをアピールすることも考えられる。
- 人材不足に悩む中小企業に対して、優良人材が採用できる仕組みづくりをハローワークと協働で試みるなど、インパクトのある取り組みを期待したい。
- 企業の業種、業務内容、規模等により女性の就労が難しい場合もある中でも、休暇制度や保健衛生面での職場環境の整備、社員への家事・育児の共同参画に関する教育を企業に働きかけていくことが必要である。
- 子育てとキャリアアップの両立支援に対して、企業が積極的に取り組んでもらえるよう、法人会や商工会議所などの会合で講演等行ってほしい。

## 2 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

- 就業における男女共同参画について、女性の管理職に対するイメージや業務内容の改善が課題である。
- 女性が自力で起業するのは難しい面もあり、法制化された労働者協同組合を推進し、区において設立支援等を行い、女性のさまざまな社会参画につなげてほしい。
- 就職するために資格が必要と考えている人もおり、資格取得に向けての支援を拡充してほしい。
- 各種セミナーや講習会などに託児サービスを付けてほしい。

## 3 女性の活躍推進

- 家庭における男性は仕事、女性は家事、子育てという固定的役割意識が根強く残っており、払拭が必要である。
- 男女共同参画の実現に向けて、男性の意識改革が必要である。
- 学校教育において、固定的な性別分担意識にとらわれず、個性と能力を伸ばすとともに、一人ひとりの個性を尊重し、児童・生徒が自らの進路を見据え、主体的に進路を選択する能力や態度を育てるために望ましい勤労観・職業観を育成していくことが必要である。

## 課題2 ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

### 現状と課題

本区では、保育施設の定員拡充によって待機児童の数が減少傾向にある。また、保護者の働き方の多様化によって延長保育や一時保育への幅広いニーズが生まれている。しかし、保育士の確保は困難な状況にある。

今後も、保育施設の定員拡充を行い、待機児童の数を減らしていく必要がある。また、延長保育や一時保育の需要が高まる中、保育士の確保が困難となっているため、保育士の確保に向けた取組みが必要である。

### 区民委員の主な意見

#### 1 多様な選択を可能とする育児・介護の支援

- 超高齢化の時代を迎える中で、仕事と介護を両立させる取り組みの強化が求められる。
- 子育て支援の充実に向け、保育士の確保や保育施設の定員拡充など待機児童対策が重要である。また、女性が育休明けの復職を目指す中で、早朝の預かり保育や延長保育などの充実が必要である。
- 保育士の確保が困難である状況であり、保育ママのように子育て経験者が、延長保育や一時保育の手伝いができるような仕組みづくりが考えられる。
- 高齢者の介護において、見守りや話相手や相談事に対して、オンラインの活用ができるとう介護者及び支援者の両者にメリットがある。

#### 2 子育てや介護等の理由による退職者への再就職

- 再就職に関する相談支援の充実が必要である。

## 重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

### 課題1 男女共同参画の理解促進と教育の充実

#### 現状と課題

男女共同参画の視点に立った教育を進めるうえで、教育者側の意識も高めていくことが必要である。また、本区では、性に関するモデル授業を区内の2校で行い、各校に展開していくことが期待される。

今後も、教える側である教育者の男女共同参画の理解促進を図ることにより、子どもたちの中の男女の固定観念をなくして、個人を尊重できる意識を芽生えさせていく必要がある。

#### 区民委員の主な意見

##### 1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

- 教育者や保護者に対して、男女共同参画の理解を図るための教育の充実が必要である。
- 学校においては、子どもが男女の差別を感じることなく学習や生活が行われていると考えられるが、社会に出たときに男女の不平等を感じることもあり、現実社会とのギャップを埋めていく働きかけが必要である。
- 幼い頃から男女共同参画の教育が重要である。そのため、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女共同参画の理念を総合的な学習の時や特別活動などで指導していくことが必要である。
- 男女共同参画の視点について教育者の意識の差をなくすため、教育者への研修や教育者の評価制度など具体的な取り組みが必要である。
- 男女共同参画の理解を促すため、男女それぞれ青年期、壮年期などのライフステージに応じた教育や学べる環境を整備してほしい。

##### 2 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進

- 少数者の人権の保護や配慮を自治体が公的に認めることが人権意識の向上につながると考えられる。
- 子どもを持つ同性カップルに対するファミリーシップ制度等について、他区や他県の同様の制度との互換性を持つことなどにより、さらに利用しやすくなり、生活上の不利益や差別や偏見の解消につながると考えられる。

- 学校等における多様な性に対する理解促進とともに、子どもたちが相談できる場の充実が必要である。
- 人権教育研修についての効果の見える化が必要である。
- 近年、インターネット等の発達により、低年齢の子どもが性に関する誤った情報に触れる機会が増えてきており、性教育を低年齢から行うことが効果的である。

## 課題2 地域活動への男女共同参画による活性化

### 現状と課題

本区では、町会・自治会・ボランティアなどに若い世代の参加率が低くなっている。また、地域防災における男女共同参画の実現について、避難所運営等で性別の偏りが生じないように取組みを継続する必要がある。

今後も、町会・自治会・ボランティアなどへの若い世代の参加率を上げるために PR 活動の強化を図る必要がある。地域防災については、避難所運営等に性別の偏りが無いように選出を行い、性別に左右されずに避難所の利用がしやすい環境を構築していくことが必要である。

### 区民委員の主な意見

#### 1 地域活動における男女共同参画の推進

- 防災活動や地域活動に限らず、政策・方針決定過程への女性の参画は多様性や共生社会の実現のためには不可欠である。公的な機関、審議会、計画策定過程などではクォータ制を導入するなど、多様性に富んだ政策決定ができる環境整備をしてほしい。
- 自治会等がなく、隣近所に住む住民との交流が限られている中で、地域の活動に関する情報提供の強化が求められる。また、SNS やインターネットを通して、町会や自治会にアクセスできる仕組みをつくることも考えられる
- 区民のボランティア活動内容に対する意向を聞き、具体的な取り組みへつなげていく。
- 小学生がボランティア活動に参加し、活動に関心を持ってもらうことで、将来の地域福祉を担う人材へとつなげていく。

- 地域活動での男女共同参画を進めていくため、若者の視点を取り入れることが重要であり、施策の検討や実施の段階において、若者の意見を取り入れることが必要である。
- 地域活動においても多様性を考慮した視点が考えられる。

## **2 多様な視点を反映した地域防災力の向上**

- 災害時の避難所開設や避難所の運営は地元の町会や自治会が行うなど具体的内容を地域住民に周知することが必要である。
- 女性の視点を取り入れた訓練や避難所運営が必要である。そのため、実際に避難所の運営の見学や体験できる機会があるとよい。
- 災害等の緊急事態に際しては、人々のつながりと協力が必要である。そのため、日頃の地域活動への参加を促すとともに、区民が自然と集える公園や区民プール、図書館、児童会館などの公共施設の拡充が必要である。

## 重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

### 課題1 困難を抱えた人への支援

#### 現状と課題

ひとり親家庭の相対的貧困率が50.8%となっており、経済的な困難を抱えている家庭の割合が高い現状にある。中でも、母子世帯の預貯金額や収入が低い傾向にある。また、人間関係や様々な悩みを解決するための機関（離婚・DV・LGBTQ 問題に精通した弁護士等）を紹介する等を行ってきており、相談実績が年々増加傾向にある。

ひとり親家庭において、経済的な困難を抱えている割合が高くなっており、中でも母子家庭はその傾向が高く、困難を抱えるひとり親家庭への自立支援や相談支援を行っていく必要がある。また、人間関係や性的指向、性自認など様々な悩みを解決するための相談や支援へつなぐ体制を強化していく必要がある。

#### 区民委員の主な意見

##### 1 ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

- ひとり親家庭総合相談事業（ひとり親相談室すずらん）について、多く人に周知し、利用してもらうことが必要である。
- ひとり親家の職業訓練の機会を確保し、費用の補助を行っている中で、職業訓練中での子どもへの保育支援があるとよい。
- ひとり親家庭に対して、安定した収入で様々な働き方が柔軟にでき、長く働くことのできる職場へつなげる仕組みづくりが必要である。
- ひとり親家庭は経済的困難を抱えていることも考えられ、保育サービスの充実など子育て支援の充実が必要である。

##### 2 困難を抱えた人達の生活支援

- コロナ禍で経済的に困難な人は一層増加し、より深刻化していると考えられ、想起発見、早期対応とともに、SNSでの情報発信やホームページの拡充などにより、支援が必要な人が相談の窓口を見つけやすくするよう工夫をしてほしい。
- ヤングケアラーを把握し、相談制度やケアへの支援、居場所づくり等が必要である。
- 本区は外国人居住者が多く、日本語が理解できない、いじめ等の問題を抱えており、教師退職者などの協力を得て、学習支援や相談支援等の体制づくりをしてほしい。

- 生活困窮者においては、就学援助等の制度はあるが、学校での教材費等一定の負担がかかるため、保護者負担の軽減を図るための支援が必要である。

## 課題2 生涯を通じた健康支援

### 現状と課題

本区では、新型コロナウイルス感染症の影響で区内での産後ケアが実施できなくなったり、新生児訪問指導の件数が減少している。

コロナ禍では経済苦や孤立しやすい状況があり、産後うつや虐待予防のための適切な産後ケアが望まれる。また、コロナ禍により養育者の育児不安や抑うつ状態が助長され、新生児の発育不全などが発生していないか早期発見および早期相談につなげる必要がある。

今後も、コロナ禍でも持続可能な産後ケアや育児ケアの見直しを行っていく必要がある。また、健康づくりについては、全ての世代に健康意識を醸成するための広報活動や、男女関わりなく気軽に参加できる健康づくりのイベントの実施を行っていく必要がある。

### 区民委員の主な意見

#### 1 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

- 産後ケアについて、母親学級等を通して、気楽に相談できる仲間づくりは、悩みの相談支援にもつながる。
- コロナ禍の生活は、産前産後の不安やうつリスクは深刻化していると考えられ、病院と連携して、オンライン通話や電話での相談や受診など、コロナ禍でも安心して必要なケアが受けられる工夫が必要である。

#### 2 ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

- 熟年者の仲間づくりや健康づくりの支援が必要である。
- 疾病、感染症予防のため、健（検）診受診やワクチン接種の促進の周知・広報活動が必要である
- 男女共同参画社会では、先ず健康維持のためには家庭と地域との交流が必要であり、区のスポーツ施設や多趣味交流センター、地域にある民間企業のフィットネススクラブの参加による人との交流が必要である。

- 子どもの健康づくりにおいては、自ら進んで運動習慣を身に付け、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培い、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付けるよう配慮していくことが必要である。さらに、給食指導等を通じた食育を一層推進していくことが必要である。

### 課題3 すべての暴力の根絶

#### 現状と課題

本区では、令和2年のDV被害に関する相談件数が前年以前と比較して増加傾向にあり、関係機関との迅速な連携で被害者を救うことができる相談体制の構築が必要である。

また、児童や学生に向けたデートDV予防の啓発活動の強化が必要である。女性に対する暴力をなくす運動の象徴である「パープルリボン」の普及や相談窓口の周知に関しては、開催箇所を増やしたり、SNSやオンラインの活用によって周知方法の強化を図っていく必要がある。

#### 区民委員の主な意見

##### 1 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

- 隣人や知人など、自分や身内ではない人がDVを受けている場合の相談先や対応について周知を図る必要がある。
- DV被害者に対しては、スクールカウンセラー等と連携を図り適切な対応を図っていくことが必要である。
- DV等の身体的な被害のみならず、モラルハラスメント等の精神的な被害を受けられる場合もあるため、幅広い相談を受け付けることができるような相談体制の構築が必要である。
- DVや性被害者が男性であることも増えてくることも予想されるため、男性の被害者の救済についてもシェルターの設置が必要である。
- DVの被害者で声を上げられない人や逃げ出せない人への「DVの気づき」と「避難」が必要であり、そのための方策を考えることが必要である。
- 男女交際のルールや自分の意思表示がしっかりとできる男女関係についての教育を充実してほしい。
- 暴力の根絶に向けて、学校においても、一人ひとりの園児・児童・生徒が発達段階に応じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それがさまざまな場面で適切な態度や行動がとれるよう教育を充実する必要がある。

## 2 暴力防止のための啓発

- 児童や学生に向けたデート DV 予防の啓発活動は、展示や講座では限界があり、学校と協力して授業に組み込む必要がある。
- DV、デート DV は同性間や、また男性に対しても行われることがあることを周知すべきである。

# 計画の体系・骨子の見直し

区の現状や課題を省みて、計画の体系・骨子について、以下のような見直しを提言する。

重点目標	課題	方向性
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1) 就業における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	①男性中心型労働慣行の改善 ②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進 ③女性の活躍推進 ④事業者等による取り組みの促進〈新〉
	(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援（女性活躍推進計画）	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 ②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実（女性活躍推進計画）	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進 ②男性にとっての男女共同参画の推進〈新〉 ③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進 ④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進〈新〉
	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点による地域防災力の向上
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援 ②複合的な困難を抱えた人の生活支援
	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進 ②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進 ③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築〈新〉
	(3) すべての暴力の根絶（配偶者暴力防止基本計画）	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実 ②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発 ③被害者の早期発見・早期対応と自立支援〈新〉 ④若年層に向けた啓発活動の強化〈新〉

※\_\_は新規・変更箇所

## II 資料

### 1 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

平成16年5月1日施行

改正

平成28年8月10日要綱第98号

平成29年4月1日要綱第38号

令和2年4月1日要綱第7号

江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

(設置)

**第1条** 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 区民会議は、江戸川区男女共同参画推進計画に盛り込むべき事項について検討し、江戸川区長（以下「区長」という。）に提言する。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(委員)

**第3条** 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する15人以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 江戸川区民（江戸川区内に勤務する者及び在学する者を含む。）

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(会長)

**第4条** 区民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(任期)

**第5条** 委員の任期は、第2条の提言をする日までとする。

(運営)

**第6条** 区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて区民会議に委員以外の者の出席を求め、又は別の方法で委員以外の者の意見を聴くことができる。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(庶務)

**第7条** 区民会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

一部改正〔平成29年要綱38号・令和2年7号〕

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、総務部長が別に定める。

一部改正〔平成29年要綱38号・令和2年7号〕

**付 則**

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

**付 則**（平成28年8月10日要綱第98号）

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

**付 則**（平成29年4月1日要綱第38号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**付 則**（令和2年4月1日要綱第7号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 提言までの経緯

日 程	内容等
令和3年8月	第1回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 (書面開催) <b>【主な検討内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本区の進捗状況調査報告に対する評価と意見</li> </ul>
令和3年9月8日	第2回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 <b>【主な検討内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回区民会議(書面開催)の振り返り</li> <li>・ 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討</li> </ul>
令和3年10月15日	第3回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 <b>【主な検討内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討</li> <li>・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例の策定について</li> </ul>
令和3年11月5日	第4回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 <b>【主な検討内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例(素案)の検討</li> </ul>
令和3年12月13日	第5回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 <b>【主な検討内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例パブリック・コメントの結果報告と条例の最終案について</li> <li>・ 後期の実施事業見直し一覧と区民委員からのご意見への回答について</li> <li>・ 男女共同参画推進区民会議提言書(案)について</li> </ul>

### 3 江戸川区男女共同参画推進区民会議 委員名簿

	区分	氏名	団体等
1	学識経験者	よこやま かずこ 横山 和子<会長>	東洋学園大学 現代経営学部
2		うらおか ゆみこ 浦岡 由美子<副会長>	ふなぼり 駅前法律事務所 江戸川区法律相談協力会会員
3	区民委員	いうち くにこ 井内 公仁子	江戸川区ケアマネジャー協会副理事長
4		おぎさ やすこ 尾崎 泰子	江戸川区私立保育園保護者連絡協議会理事長
5		かのう しの 加納 志野	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰受賞企業 有限会社大千代表取締役
6		たかはし じゅんこ 高橋 淳子	公募区民
7		たなか じゅし 田中 寿士	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長
8		はらしま ゆうき 原島 裕紀	公募区民 LGBTコミュニティ江戸川
9		まつした ゆきひろ 松下 幸博	江戸川区連合町会連絡協議会 篠崎地区連合町会会長
10		みずた ともや 水田 朝也	連合江戸川地区協議会 ヤマト運輸労働組合城東支部執行委員長
11		もとすぎ たかやす 本杉 貴保	江戸川区人権教育推進委員会会長 江戸川区立篠崎第二中学校校長
12		もり のぶゆき 守 伸之	東京商工会議所江戸川支部副会長 守製鋳株式会社 代表取締役社長

(敬称略・五十音順)